

島根総合発展計画

第2次実施計画（素案）

平成23年12月

島根県政策企画局政策企画監室
（島根県総合開発審議会事務局）

目 次

第 1 章 計画の概要・構成 -----	5
1. 第 2 次実施計画（骨子） -----	7
1) 計画策定の趣旨	7
2) 県の現状	7
3) 第 1 次実施計画（H20～H23 年度末）の評価	8
4) 第 2 次実施計画の構成と期間	8
5) 第 2 次実施計画の推進にあたっての重点分野	8
第 2 章 政策・施策 -----	9
政策・施策体系 -----	10
政策 -----	13
I・活力あるしまね -----	15
1. ものづくり・IT産業の振興	16
2. 自然が育む資源を活かした産業の振興	17
3. 観光の振興	18
4. 中小企業の振興	19
5. 雇用・定住の促進	20
6. 産業基盤の維持・整備	21
II・安心して暮らせるしまね -----	23
1. 安全対策の推進	24
2. 健康づくりと福祉の充実	26
3. 医療の確保	27
4. 子育て支援の充実	28
5. 生活基盤の維持・確保	29
III・心豊かなしまね -----	31
1. 教育の充実	33
2. 多彩な県民活動の推進	34
3. 人権の尊重と相互理解の推進	35
4. 自然環境、文化・歴史の保全と活用	36

施策	-----	37
I・活力あるしまね	-----	39
I-1-1	県内企業の経営・技術革新の支援	40
2	ソフト系IT産業の振興	42
3	新産業・新事業の創出	43
4	企業誘致の推進	44
I-2-1	売れる農林水産品・加工品づくり	46
2	県産品の販路開拓・拡大の支援	48
3	農林水産業の担い手の育成・確保	50
I-3-1	地域資源を活用した観光地づくりの推進	52
2	情報発信等誘客宣伝活動の強化	53
I-4-1	特色ある技術・材料を活かした取組みの促進	54
2	経営安定化の支援	55
3	商業の振興	56
I-5-1	産業人材の育成	58
2	雇用・就業の促進	60
3	就業環境の整備	62
4	U・Iターンの促進	64
I-6-1	高速道路網の整備	66
2	航空路線の維持・充実	67
3	空港・港湾の維持・整備	68
II・安心して暮らせるしまね	-----	69
II-1-1	危機管理体制の充実・強化	70
2	消防防災対策の推進	72
3	原子力安全・防災対策の充実・強化	74
4	治安対策の推進	76
5	交通安全対策の推進	78
6	消費者対策の推進	80
7	災害に強い県土づくり	82
8	食の安全の確保	84
II-2-1	健康づくりの推進	86
2	地域福祉の推進	88
3	高齢者福祉の推進	90
4	障がい者の自立支援	92
5	生活衛生の充実	94
6	生活援護の確保	95

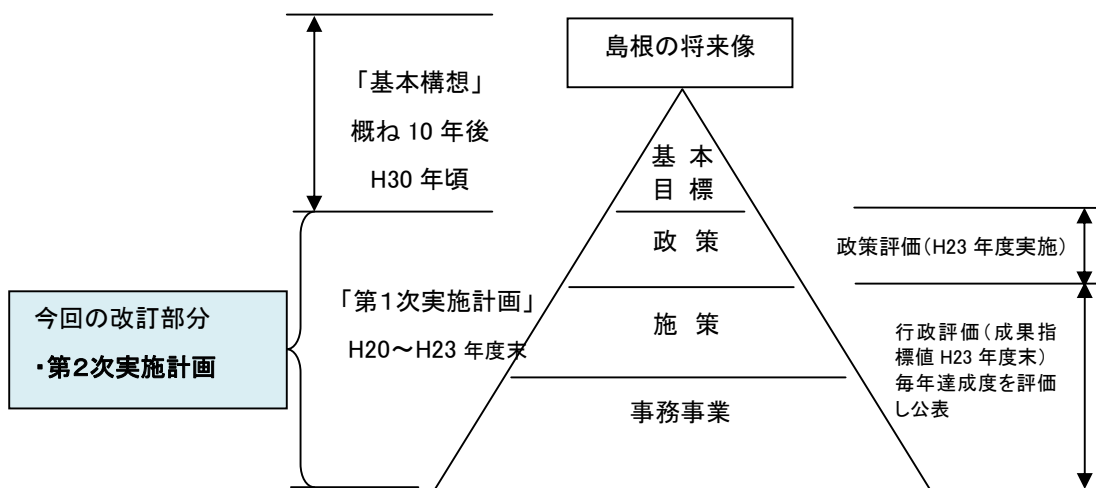
II-3-1	医療機能の確保	96
2	県立病院における良質な医療提供	98
3	医療従事者の養成・確保	100
II-4-1	子育て環境の充実	102
2	子育て福祉の充実	104
3	母子保健の推進	106
II-5-1	道路網の整備と維持管理	108
2	地域生活交通の確保	110
3	地域情報化の推進	112
4	都市・農山漁村空間の保全・整備	114
5	居住環境づくり	116
6	地域コミュニティの維持・再生	118
III	心豊かなしまね -----	121
III-1-1	学校・家庭・地域の連携協力による教育の充実	122
2	発達段階に応じた教育の振興	124
3	青少年の健全な育成の推進	126
4	高等教育の充実	127
III-2-1	生涯を通じた学習と社会貢献活動の推進	128
2	スポーツの振興	129
3	芸術文化の振興	130
III-3-1	人権施策の推進	131
2	男女共同参画の推進	132
3	国際化と多文化共生の推進	133
III-4-1	多様な自然の保全	134
2	自然とのふれあいの推進	135
3	景観の保全と創造	136
4	文化財の保存・継承と活用	137
5	環境保全の推進	138
6	再生可能エネルギーの利活用の推進	140
計画の推進に向けた県の基本姿勢（検討中） -----		掲載なし
<参考：第1実施計画における施策>		
1	県民の総力を結集できる行政の推進	
2	市町村とのパートナーシップの構築	
3	財政健全化に向けた改革の推進	
4	迅速に活動できる組織の運営	
5	政策推進システムの充実	

第 1 章 計画の概要・構成

1. 「島根総合発展計画」第2次実施計画について（骨子）

1) 計画策定の趣旨

- ・本県では、今後の県政運営の指針となる「島根総合発展計画」を平成20年3月に策定。
- ・計画は、概ね10年後の将来像を示した「基本構想」と、平成23年度末を目標年次とした「実施計画」の2層構成。
- ・この4年間、「実施計画」に掲げた、各種施策に取り組み、一定の成果。
- ・一方で、平成20年のリーマンショックや急激な円高の進行、東日本大震災などにより社会・経済情勢が大きく変化し、新たに取り組むべき課題も発生。
- ・「島根総合発展計画」の第2次実施計画は、こうした現下の本県をとりまく社会・経済情勢の変化や、新たな課題、我が国全体の中長期的な問題等にも対応するため、所要の見直しを行い、今後4年間の県政運営にあたっての具体的な目標と道筋を示した計画として策定。



【島根総合発展計画の概念図】

2) 県の現状

- ・人口の減少と少子高齢化が引き続き進行し、中山間地域では、特に、その傾向が顕著。
- ・社会・経済・雇用情勢は、近年、回復基調にあるが、依然として厳しい状況。
- ・地域医療は、医師不足等により、引き続き厳しい状況であり、社会基盤整備については、着実進捗しているが、まだ十分とはいえない状況。
- ・県財政については、平成19年度に策定した「財政健全化の基本方針」により、計画に沿って健全化を進めているが、引き続き厳しい状況。

3) 第1次実施計画（H20～H23年度末）の評価

総括的な評価（政策評価）

- ・各施策の着実な実施により、政策を構成する多くの施策の目標については、概ね達成できる見込み。
- ・一方で、厳しい経済情勢の中、「ものづくり・IT産業の振興」については、着実に取り組みを行っているものの、目標達成が困難な状況。
- ・目標そのものは達成できる見込みとはなっているが、経済・雇用、農林水産、交通、医療などの分野は厳しい状況。
- ・また、県民生活の安全・安心の確保や、定住、中山間地問題等については、引き続き適切に取り組んでいくことが必要。

4) 第2次実施計画の構成と期間

「第2次実施計画」は、基本目標達成のための、政策・施策を体系的に示すとともに、施策については、達成すべき数値目標を設定。計画期間は、平成24年度～27年度末までの4年間。

5) 第2次実施計画の推進にあたっての重点分野

「第2次実施計画」の推進にあたっては、財政健全化との整合性を保ち、「第1次実施計画」の評価や、現下の厳しい経済・雇用情勢を踏まえ、震災・原子力防災等の安全安心な県民生活の確保、今後の島根を支える若者の定住や農林水産業の担い手の確保、また、新たな課題への対応等も念頭に、島根の「強み」を活かしながら、県の将来的な発展などのために必要な以下の分野について、重点的に取り組んで行く。

- 産業の振興、雇用の確保
- 安全安心な県民生活の確保
- 医療・福祉の確保・充実
- 中山間地域の振興
- 教育の充実、文化・歴史の保存と活用

第2章 政策・施策

島根総合発展計画 第2次実施計画（素案）「政策・施策体系」

基本 目標	政 策	施 策
I・活 力 あ る し ま ね	産 業 振 興	1. 県内企業の経営・技術革新の支援 2. ソフト系 IT 産業の振興 3. 新産業・新事業の創出 4. 企業誘致の推進
	業 振 興	1. 売れる農林水産品・加工品づくり 2. 県産品の販路開拓・拡大の支援 3. 農林水産業の担い手の育成・確保
	業 振 興	1. 観光の振興
	業 振 興	1. 地域資源を活用した観光地づくりの推進 2. 情報発信等誘客宣伝活動の強化
	業 振 興	1. 中小企業の振興
	業 振 興	1. 特色ある技術・材料を活かした取組みの促進 2. 経営安定化の支援 3. 商業の振興
	5. 雇用・定住の促進	1. 産業人材の育成 2. 雇用・就業の促進 3. 就業環境の整備 4. U・I ターンの促進
	6. 産業基盤の維持・整備	1. 高速道路網の整備 2. 航空路線の維持・充実 3. 空港・港湾の維持・整備
II・安 心 し て	1. 安全対策の推進	1. 危機管理体制の充実・強化 2. 消防防災対策の推進 3. 原子力安全・防災対策の充実・強化 4. 治安対策の推進 5. 交通安全対策の推進 6. 消費者対策の推進 7. 災害に強い県土づくり 8. 食の安全の確保
	2. 健康づくりと福祉の充実	1. 健康づくりの推進 2. 地域福祉の推進 3. 高齢者福祉の推進 4. 障がい者の自立支援 5. 生活衛生の充実 6. 生活援護の確保

暮らせるしまね	3. 医療の確保	<ul style="list-style-type: none"> 1. 医療機能の確保 2. 県立病院における良質な医療提供 3. 医療従事者の養成・確保
	4. 子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 1. 子育て環境の充実 2. 子育て福祉の充実 3. 母子保健の推進
	5. 生活基盤の維持・確保	<ul style="list-style-type: none"> 1. 道路網の整備と維持管理 2. 地域生活交通の確保 3. 地域情報化の推進 4. 都市・農山漁村空間の保全・整備 5. 居住環境づくり 6. 地域コミュニティの維持・再生
Ⅲ・心豊かなしまね	1. 教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> 1. 学校・家庭・地域の連携協力による教育の充実 2. 発達段階に応じた教育の振興 3. 青少年の健全な育成の推進 4. 高等教育の充実
	2. 多彩な県民活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 1. 生涯を通じた学習と社会貢献活動の推進 2. スポーツの振興 3. 芸術文化の振興
	3. 人権の尊重と相互理解の推進	<ul style="list-style-type: none"> 1. 人権施策の推進 2. 男女共同参画の推進 3. 国際化と多文化共生の推進
	4. 自然環境、文化・歴史の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> 1. 多様な自然の保全 2. 自然とのふれあいの推進 3. 景観の保全と創造 4. 文化財の保存・継承と活用 5. 環境保全の推進 6. 再生可能エネルギーの利活用の推進

<p><現在検討中> ※素案には、資料添付なし</p> <p>計画の推進に向けた県の基本姿勢</p>	<p><参考：第1次実施計画における施策></p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 県民の総力を結集できる行政の推進 2. 市町村とのパートナーシップの構築 3. 財政健全化に向けた改革の推進 4. 迅速に活動できる組織の運営 5. 政策推進システムの充実
---	---

政 策

「基本構想」に掲げた3つの「基本目標」の達成を目指して、取り組む内容について記述しています。

基本目標 I

活力あるしまね

政策 I — 1 産業振興(1)

ものづくり・IT産業の振興

目 的

- 国際的な競争力のある裾野の広い、ものづくり産業を創出するとともに、IT産業の育成・誘致を戦略的に推進し、生き生きと働くことのできる雇用の場を拡げ地域産業を振興します。

現 状 と 課 題

- 国内の製造業は、急激な円高による空洞化や、新興国の技術力の向上などによる厳しいグローバル競争といった課題に直面しており、県内企業においては、特殊鋼産業や機械製造業など県内に集積等のある産業などを活かしながら、国際的な視点に立った経営戦略の構築や技術力等の向上に努め、一層競争力を高める必要があります。
- IT産業も、新興国の台頭や円高の進行により、国内において地方企業が対応してきた下請け業務は縮小する傾向にあり、この状況に対応するため、各社は自社固有のサービス・製品開発が必要になっています。

取 組 み の 方 向

- 県内企業の国際的な競争力を高めるための経営力・技術力・販売力の強化を図るとともに、新技術、新材料、新製品の開発による新産業や新事業の創出を目指します。
- IT産業においては、県内各企業の得意業務分野でのシステム開発や Ruby を始めとするオープンソースソフトウェア（OSS）を活かした開発手法の習得を支援するなかで、自社固有の商品・サービスの構築を促進します。
- 県内産業の高度化や活性化などに波及効果の高い企業の誘致や、県内工場の生産拠点化を推進します。

県が実施する施策

- ① 県内企業の経営・技術革新の支援
- ② ソフト系 IT産業の振興
- ③ 新産業・新事業の創出
- ④ 企業誘致の推進

政策 I—2 産業振興(2)

自然が育む資源を活かした産業の振興

目 的

- 高品質で付加価値が高い売れる農林水産品・加工品づくりや、県産品の販路拡大を戦略的に展開するとともに、意欲のある担い手を育成・確保し、地域産業を振興します。

現 状 と 課 題

- 農林水産業は、島根の基幹産業として地域に密着した重要な産業であり、安全で安心な食料や木材の供給などを通して国民生活を支えています。
- 県内の大半を占める農山漁村地域では、農林水産業の従事者の減少や高齢化、国際競争や産地間競争の激化などにより、産業活動の停滞や活力の低下が続いています。
- また、T P P（環太平洋戦略的経済連携協定）への参加に向けた方針が表明されたことにより、農林水産業への影響が懸念されています。こうしたことに対する国の対応が明確に示されていないなど大きな課題があります。
- 地域の特徴を活かしたブランド産品づくりや多様な流通・販売の促進などにより、競争力のある農林水産業経営を持続的に展開していく必要があります。
- 近年、新規就業者や企業の農業参入が増加しつつあり、農林水産業の持続的発展のためには、今後とも新規就業者支援など担い手の育成・確保を図っていく必要があります。

取 組 み の 方 向

- 島根の自然が育む安全で安心な農林水産品の生産から加工・販売に至る一貫した取組みを、農林水産業と商工業の連携を強化し戦略的に推進します。
- 消費者や市場のニーズを的確に捉え、地域の特徴を活かすことにより、品質と付加価値の向上を目指します。
- 安定供給に向けた生産・流通の仕組みづくりと、必要な基盤整備を推進します。
- 農林水産品・加工品をはじめとする県産品の県内外における販路拡大に取り組むとともに、輸出を促進します。
- 意欲のある担い手の育成・確保に向けて、新規就業者支援など必要な担い手対策を行なうとともに、地域の実情に即した取組みを進めます。

県が実施する施策

- ① 売れる農林水産品・加工品づくり
- ② 県産品の販路開拓・拡大の支援
- ③ 農林水産業の担い手の育成・確保

政策 I—3 産業振興(3)

観光の振興

目 的

- 島根の魅力を最大限に活かした観光地づくりと積極的な情報発信により、国内外からの誘客を促し、観光を振興します。

現 状 と 課 題

- 島根県の平成 22 年の観光入込客延べ数は 2,840 万人、観光消費額は 1,211 億円で、10 年前の平成 12 年と比較すると、約 11%、約 18%それぞれ上昇しています。
- 平成 24 年に「古事記編纂 1300 年」、平成 25 年に出雲大社「平成の大遷宮」など歴史的な節目の年を迎え、本県において観光は主要な産業のひとつとして今後も大きな成長が期待できます。
- 旅行スタイルが多様化し、個人旅行中心に変化した昨今、本県独自の資源を活かしたテーマ性のある観光商品の創出と、訪れた観光客に「本物の価値」を体感していただくための地域の魅力づくりが必要です。
- 豊かな自然と神々の時代から連綿と受け継がれてきた営みは、「出雲」「石見」「隠岐」の各地域に今もいきづいています。この本県独自の魅力をブランディングし、観光客に島根県を旅行先として選択していただくための動機づくりが必要です。

取 組 み の 方 向

- 島根県独自の魅力ある資源を活かし、地域や民間事業者が主体となって行う旅行商品の創出と、それらが商品として定着していくような様々な支援を行うとともに、県民との協働により、訪れる人々を温かくおもてなしする取り組みを推進します。
- 島根県独自の魅力を、新聞・雑誌、テレビ・ラジオ、インターネットなどの様々なメディアを活用し、国内外に向け積極的に情報発信していきます。

県が実施する施策

- ① 地域資源を活用した観光地づくりの推進
- ② 情報発信等誘客宣伝活動の強化

政策 I—4 産業振興(4)

中小企業の振興

目 的

- 独自の技術や特色のある商品を持つ中小企業の新たな取組みを支援するとともに、経営改善や事業の安定化を図ることにより、力強い産業活動を推進します。

現 状 と 課 題

- 県内企業の9割以上が中小企業であり、その8割強が従業員20人（商業又はサービス業については5人）以下の小規模な企業です。
- 島根県の経済構造は、公共事業など公的分野への依存度が高く、民間需要が好転した際の効果を受けにくい構造になっています。
- リーマンショック、東日本大震災、円高、世界的な経済不安等の影響は、県内中小企業にも及んでおり、厳しい経済環境が続いていますが、経営悪化による事業閉鎖・倒産する企業が増えることが懸念される一方で、収益を伸ばす企業があるなど二極化の様相を呈しています。
- 中心市街地では郊外立地の大型商業施設の増加による商店街の空洞化が、また中山間地域においては過疎化・高齢化による商店の廃業が進んでいます。

取 組 み の 方 向

- 地域の中核を担う意欲と能力のある企業を育成するために、地域固有の資源や中小企業が持つ独自の技術・特色ある商品を活用した事業への新たな取組みを促進します。
- 中小企業の経営改善や自立化、事業の安定化に向けて、県と商工団体とが連携し、きめ細やかな経営支援を実施します。また、経済変動等に適切に対応した資金を創設し、資金調達の円滑化を支援します。
- 起業・創業を促進するとともに円滑な事業承継を図っていきます。
- 中心市街地における商店街の再生や中山間地域における商業機能の確保など、商業の活性化に向け、市町村や商工団体など地域が中心となった取組みを推進します。

県が実施する施策

- ① 特色ある技術・材料を活かした取組みの促進
- ② 経営安定化の支援
- ③ 商業の振興

政策 I—5 雇用・定住の促進

目 的

- 若年層や離転職による求職者、U・I ターン希望者等の県内産業への就業支援や県内産業が必要とする人材の育成、就業環境の改善を促すことにより、県内企業への就業と定着率の向上を図り、定住人口の拡大を目指します。

現 状 と 課 題

- 県内の雇用を取り巻く状況は、有効求人倍率が1倍を下回って推移する中、景気の先行き不透明感もあり、厳しい状況が続いています。
- 東日本大震災の発生、急激な円高など企業経営を取り巻く状況が厳しいことから、今後、更に雇用情勢の悪化も懸念されます。
- 一方、高校における新規学卒者の県内就職率は上昇傾向にあります。技術の高度化等に対応できる企業ニーズにかなった人材の確保が必要です。
- そのため、産業構造や経営環境の変化に的確に対応した人材育成の取組みが一層重要となっています。
- 就業形態の多様化や雇用の流動化が進み、労使関係がより複雑化している中で、労働相談の内容も複雑多様化しています。
- 平成22年国勢調査結果によると、人口の減少と少子高齢化が引き続き進んでおり、地域を支える担い手の確保、とりわけ若者の定住が課題とされています。
- 県外で活躍している島根出身者や学生の中には、ふるさとで就職を希望する人も多くいます。また、都市住民の中でも田舎暮らしへの関心が高まっています。

取 組 み の 方 向

- 産学官連携の取組み強化を図り、企業が求める人材の育成や雇用のマッチング支援などによる県内就職を促進します。
- 先行き不透明な経済情勢を踏まえ、雇用のセーフティネットを構築します。
- 多様化する雇用形態や就業形態において、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に配慮した働きやすい就業環境に向けた取組みを推進します。
- U・I ターン希望者が求めている雇用や住居など、総合的な定住情報の提供を行うとともに、市町村や関係団体・企業、地域住民等と連携・協働し、最初の相談から定住後の支援まで、きめ細かく一貫した受入れを行い、一人でも多くの方が定着し、長く住み続けてもらえるよう取り組みます。

県が実施する施策

- ① 産業人材の育成
- ② 雇用・就業の促進
- ③ 就業環境の整備
- ④ U・I ターンの促進

政策 I — 6 産業基盤の維持・整備

目 的

- 産業活動や地域間交流を支える高速道路の整備を推進するとともに、航空路線の維持・充実を図ることにより、県外や県内各地との時間距離の短縮など、利便性の向上を図り、人や物の交流拡大を目指します。

現 状 と 課 題

- 大都市圏から離れている島根にとって、高速交通は、産業の振興を図る上で極めて重要です。
- 県内の高速道路の供用率は59%です。全国（75%）と比べて大きく遅れており、早期の整備が求められています。
- 航空路線については、全国的な景気後退の影響等により、路線運休や減便等、厳しい状況にありますが、大都市圏や国外と短時間で結ぶ路線の維持・充実を図っていく必要があります。
- 日本海側拠点港に選定された浜田港について、拠点港としての機能実現のため、ハード、ソフト面での対応の強化が課題となっています。

取 組 み の 方 向

- 山陰道及び中国横断道尾道松江線の早期整備を図るとともに、航空路線や港湾の維持・充実に努めます。
- 日本海側拠点港に選定された浜田港については、高速道路ネットワークと直結する臨港道路等の整備や海外貿易航路の拡充のため、ポートセールス等を強化します。

県が実施する施策

- ① 高速道路網の整備
- ② 航空路線の維持・充実
- ③ 空港・港湾の維持・整備

基本目標Ⅱ

安心して暮らせるしまね

政策Ⅱ—1 安全対策の推進

目 的

- 様々な災害や事件・事故等に即座に対応できるよう危機管理体制の強化を図るとともに、防災・防犯等に関する意識の啓発、地域を守る自主的な取り組みや交通安全対策等の推進、安全な県土づくりを進めます。

現 状 と 課 題

- 多様化・大規模化する災害・事故、予測できない突発的な重大事案に対応するため、危機管理の充実等、的確に対処できる体制を強化する必要があります。
- 東日本大震災を踏まえ、広域的大規模災害や津波災害に備えた県の防災体制の見直しが課題となっています。
- 東日本大震災に伴い発生した福島第一原子力発電所事故により、島根原子力発電所が立地する本県においても、県民の間に原子力発電の安全性に対する不安や不信感が広がっています。原子力発電は、国においてエネルギー政策の一環として推進されてきましたが、原子力発電所の安全基準や防災指針等の見直しはまだ中途であり、国として、安全・防災対策の方向性について、早急に示す必要があります。また、長期的には、国は原子力発電を含めたエネルギー政策についての考え方をとりまとめ、国民の理解を得た上で、国民全体のこととして対処していく必要があります。
- 県内の犯罪認知件数は減少傾向にあるものの、犯罪は悪質・巧妙・グローバル化しています。
- 交通事故件数は減少傾向にありますが、依然として交通事故で尊い生命が失われており、また死者数に占める高齢者の割合も高いものとなっています。
- 消費者トラブルは複雑、多様化し、消費者被害は依然として後を絶ちません。
- まだ整備されていない災害危険箇所が多く残っています。
- ユッケによる集団食中毒事件、食品の産地や品質、賞味期限などの偽装表示の発生など、食の安全・安心を脅かす問題が生じています。

取 組 みの 方 向

- 風水害や地震など自然災害に強い県土づくりを計画的に進めるとともに、災害発生時の被害を最小限に抑える体制を充実します。
- 広域的大規模災害や津波災害に対応できるよう県地域防災計画（震災編）を見直します。
- 本県には、現に島根原子力発電所が存在していることから、県民生活の安全安心を確保するため、放射線等の監視や情報提供及び防災対策の充実・強化を図っていきます。
- 各種犯罪対策の強化、県民との協働による地域防犯活動~~等~~、交通安全対策などに取り組むとともに、不測の緊急事態に対応できる危機管理体制を強化します。
- トラブルや被害に遭わないよう適切な判断ができる自立した消費者の育成と消費者被害の防止に努めます。
- 生産から消費に至る一貫した食の安全の確保を図ります。

県が実施する施策

- ① 危機管理体制の充実・強化
- ② 消防防災対策の推進
- ③ 原子力安全・防災対策の充実・強化
- ④ 治安対策の推進
- ⑤ 交通安全対策の推進
- ⑥ 消費者対策の推進
- ⑦ 災害に強い県土づくり
- ⑧ 食の安全の確保

政策Ⅱ—2 健康づくりと福祉の充実

目 的

- 全ての県民が生涯にわたって健康で、必要とする医療や保健・福祉サービスを適切に受けることができ、地域で安心して暮らせる社会を目指します。

現 状 と 課 題

- 子どもの食生活・生活習慣の乱れや、壮年期における運動不足、過労、ストレス等による生活習慣病が問題になっています。
- 高齢化の進展に伴い、介護保険制度や医療保険制度の安定した運営や、認知症等のように様々な分野からの支援が必要な高齢者を支える仕組みづくりが課題となっています。
- 人口減少・少子高齢社会の進展により、地域社会のマンパワーが今後一層不足し、従来、地域社会が発揮していた日常生活を支える相互補完機能が低下しつつあります。

取 組 み の 方 向

- 県民誰もが生涯にわたって健康づくりに取り組み、地域に関わりを持ち続けることができる仕組み・環境づくりを進めます。
- 高齢者が元気で生活できるよう介護予防の取り組みを進めるとともに、支援が必要になったときには、適切な介護・福祉サービスが受けられるような仕組み・環境づくりを進めます。
- 障がいや障がい者に対する正しい理解を進めるとともに、障がい者の自立に向けて、地域生活への移行や就労のために必要な支援を行います。
- 県民が必要なときに、必要な福祉サービスや支援を受けることができる体制づくりや地域でお互いに支え合う地域福祉を推進します。

県が実施する施策

- ① 健康づくりの推進
- ② 地域福祉の推進
- ③ 高齢者福祉の推進
- ④ 障がい者の自立支援
- ⑤ 生活衛生の充実
- ⑥ 生活援護の確保

政策Ⅱ—3 医療の確保

目 的

- すべての県民が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、適切な医療を提供できる体制を整備します。

現 状 と 課 題

- 医療の高度化・専門分化、国立大学の法人化や医師の初期臨床研修の必修化、診療報酬改定に伴う看護職員配置基準の見直しなどを契機として、医師をはじめとした医療従事者の不足や地域偏在により、全国的に適切な医療を提供する体制の維持が難しくなっています。
- 島根県においても、離島や中山間地域、特にここ数年は県西部における医師不足の顕在化や、産科、外科など特定の診療科の医師不足の深刻化など、医師の地域偏在や診療科偏在が著しくなっています。
そして、地域医療の拠点となっている中核的な病院において、医師不足が深刻化しています。
- 看護職員についても、県内の供給は増加するものの、それを上回る需要があり、今後とも、不足が見込まれています。
- これらの問題は、国の医療行政とも深く関わっています。県においては、引き続き、医療提供体制の確保に繋がる様々な取組みを行う必要がありますが、国においても、医療従事者不足や偏在の解消に向けた抜本的な対策をとる必要があります。
- 死亡原因の第一位となっているがん対策については、「島根県がん対策推進計画」に基づき、予防、治療、患者支援を3つの柱とした総合的な対策を実施しています。

取 組 み の 方 向

- 二次医療圏での医療機関の連携強化はもとより、ドクターヘリの運航やITを活用した医療情報ネットワーク整備などにより、圏域を超えた、必要に応じて県境を超えた広域の医療機関連携を一層推進し、適切な医療提供体制の確保に取り組みます。
- 「現役の医師の確保」、「将来の医師の養成」、「地域で勤務する医師の支援」対策により、医師の確保に取り組みます。
- 看護学生の県内就業促進や、看護職員の勤務環境の改善・充実などにより、看護職員の確保に取り組みます。
- 県立病院では、県内全域を対象とした救急医療や高度・特殊医療、地域医療支援等を充実し、安全・安心で良質な医療を提供します。
- がん医療水準の向上やがん登録・緩和ケアの推進、患者・家族への支援等、がん対策を総合的に推進します。

県が実施する施策

- ① 医療機能の確保
- ② 県立病院における良質な医療提供
- ③ 医療従事者の養成・確保

政策Ⅱ—4 子育て支援の充実

目 的

- 子育てを地域全体で応援する気運が各地に根付き、安心と喜びをもって子どもを生き育てることができる社会を目指します。
- 家族や家庭を大切にしたい働き方が広がるとともに、保育等の子育てに必要な社会環境が整い、子どもの人権を守るための体制が整備された社会の実現を目指します。

現 状 と 課 題

- 平成 22 年の合計特殊出生率は、1.63 で全国 2 位でしたが、親となる年齢層の減少や未婚・晩婚化等により、今後も、出生数の一層の減少が見込まれます。
- 子育て中の親の多くが依然として子育てに負担感、不安感を感じています。
- 従業員の子育てに配慮した職場環境づくりに積極的に取り組む企業は、まだまだ少なく、仕事と家庭の両立支援の取組みは十分ではありません。
- 虐待などの相談件数は依然高止まり傾向にあり、虐待を受けるなど保護を要する子どもや家庭への相談・支援体制の充実が求められています。また、離婚件数の増加により、ひとり親家庭も増加傾向にあり、自立を支援することが課題となっています。
- 低出生体重児の出生割合が増加傾向です。また、産後うつや育児不安などに対する支援が必要ですが、妊娠中からの妊産婦への支援の取組みは十分ではありません。

取 組 み の 方 向

- 子育てに対する様々な不安や負担の軽減を図るため、地域社会全体が子育て世代を支えていく環境づくりを推進します。
- 仕事と家庭の両立支援のため、働きながら安心して子育てできる職場環境を整えるとともに、保育所、子育て支援センター、放課後児童クラブ等の運営を支援します。
- 保護が必要な子どもやその家庭への相談・支援体制を充実するとともに、母子家庭等への自立支援を推進します。
- 医療機関と市町村、保健所が連携して、妊娠中早期からの相談支援を充実します。

県が実施する施策

- ① 子育て環境の充実
- ② 子育て福祉の充実
- ③ 母子保健の推進

政策Ⅱ—5 生活基盤の維持・確保

目 的

- 医療、福祉、買い物等日常生活を支える機能が、地域の実情に即した様々な仕組みやサービス提供形態によって維持・確保できる社会を目指します。
- 道路網や下水道等が整備され、子育て家族や高齢者にも住みやすい生活環境の確保を図ります。
- 県内ほぼ全域において整った超高速インターネット環境等を利活用し、県民生活や産業活動における利便性の向上や、過疎化・高齢化が進んだ地域の医療、買い物等日常生活を支える機能の維持・確保を図ります。

現 状 と 課 題

- 中山間地域においては、人口減少と高齢化により地域の担い手が不足するなど、地域社会の機能が低下し、維持が困難となっている集落や消滅のおそれがある集落も出現しています。
- 中心市街地の空洞化等により自家用車を利用できない高齢者の生活に支障が生じるなど、都市部においても問題が生じています。
- 通学、通院、買い物等を支えるとともに、高齢者の自動車運転の負担を軽減し、交通事故の減少にもつながる地域生活交通を確保する必要があります。特に、地理的条件が不利な離島においては、島の生活や産業活動を支えるため、主要な交通手段である離島航路の維持や利便性の向上が必要です。
- 快適な居住環境に不可欠な污水处理施設の整備は、全国に比べ大きく遅れています。
- 情報通信基盤の整備の進捗状況に比べて、利活用の向上への取組が立ち遅れています。

取 組 み の 方 向

- 中山間地域を中心として、地域社会の機能の維持・回復を図るために、多様な主体による地域コミュニティの維持・再生に向けた取組を進めます。
- 都市機能の集約化や安全で円滑な交通の確保を図り、多くの人々が安心して暮らせるコンパクトなまちづくりを目指します。
- 鉄道、バス、離島航路等の公共交通機関の運行維持を図るとともに、地域が担う多様な輸送サービスにより、通学、通院、買い物等の日常生活を支える地域生活交通を、地域と一体となって確保します。
- 日常生活を支える道路や、污水处理施設、良質な居住環境などの整備を進めます。
- 医療、福祉・生活、行政、教育、産業等の各分野におけるICT（情報通信技術）の利活用向上を図るとともに、情報セキュリティや情報モラルの普及に努めます。

県が実施する施策

- ① 道路網の整備と維持管理
- ② 地域生活交通の確保
- ③ 地域情報化の推進
- ④ 都市・農山漁村空間の保全・整備
- ⑤ 居住環境づくり
- ⑥ 地域コミュニティの維持・再生

基本目標Ⅲ

心豊かななしまね

政策Ⅲ—1 教育の充実

目 的

- 乳幼児期からの発育・発達段階に応じた人づくりの大切さを学校・家庭・地域が共有する中で、一人ひとりの可能性を開花させ、ふるさとに愛着と誇りをもち、社会の一員として自立して生きていくことができる子どもたちを育みます。

現 状 と 課 題

- 子どもたちの基本的生活習慣の乱れや規範意識・社会性の低下などが指摘されています。
- 学力・体力の低下、いじめ・不登校児童生徒の増加など、懸念される状況にある子どもたちがいます。
- 子どもたちが、確かな学力を身につけるとともに、生命の尊さや家族の大切さを理解することが大切です。学校・家庭・地域が連携して、子どもたちの成長を支援する必要があります。
- 特別支援教育の対象となる児童生徒数が増加しており、発達障がいを含めた障がいの多様化への対応や校内支援体制の整備等への対応が継続した課題となっています。
- 大学等の高等教育機関は、県内で高等教育を受ける機会を提供し、優れた人材を輩出しています。また、様々な分野での連携により、その成果を広く県民に還元しています。引き続き、地域で必要とされる人材の育成や、様々な分野での連携を強化する必要があります。

取 組 み の 方 向

- 本県の子どもたちが、ふるさとを愛し未来を切り拓いていくことができる「知・徳・体」のバランスのとれた人格形成を目指します。
- 学力の向上対策、キャリア教育、特別な支援を必要とする児童生徒への対応など、発達段階に応じたきめ細かな教育の充実に取り組みます。
- 基本的生活習慣や社会性を身に付けた、感性豊かなたくましい子どもを育てるために、学校・家庭・地域が連携協力し一体となった取組みを推進します。
- 読書活動や「ふるまい向上」に取り組むことで、心の教育を推進します。
- 学校において、体育授業をはじめ様々な場面で、子どもたちの体力向上の取組みが進むよう努めます。
- 家庭・地域・職場を含めた社会全体で青少年が健全に成長できる環境づくりを推進します。
- 大学等の高等教育機関については、地域や時代の要請に応え、地域と密着した研究・教育活動が充実されるよう企業、自治体、教育・研究機関等と連携を深めるとともに、国際的な視野を持ち多様な価値観を認める人材育成を目指します。

県が実施する施策

- ① 学校・家庭・地域の連携協力による教育の充実
- ② 発達段階に応じた教育の振興
- ③ 青少年の健全な育成の推進
- ④ 高等教育の充実

政策Ⅲ—2 多彩な県民活動の推進

目 的

- ボランティアや NPO 活動など、多様な主体による幅広い分野の自主的・主体的な活動を促進するとともに、県民一人ひとりが、学習活動や、スポーツ・芸術文化活動に親しみながら、生き生きと心豊かに暮らせる地域づくりを目指します。

現 状 と 課 題

- 県内の NPO 法人数は年々増加し、行政だけでは解決できない課題への対応やきめ細かなサービスの提供など、幅広い分野で活躍の場が広がっています。地域づくりの新たな担い手として期待が高まってきており、NPO 法人をはじめとする市民活動団体を積極的に育成するとともに、活動を支援していくことが必要です。
- 学習意欲や各種活動への参加意欲の高まりと同時に、人づくりや地域づくりの視点からも、より多くの県民がライフスタイルに応じて、自主的、積極的に取り組むことができる環境整備が必要です。また、これらの活動の成果を社会に還元するとともに、社会の要請に応じた学習・実践活動を促進することが重要です。
- 芸術文化活動の裾野の拡大と担い手の育成に努めるとともに、長い歴史の中で培われてきた地域固有の文化資源を活用して、新しい文化の創造・育成につなげていくことが必要です。

取 組 みの 方 向

- ボランティアや NPO 活動などが、様々な分野で活発に展開されるための環境づくりを進めます。
- 個人のニーズや社会の要請に応じて、自主的に生涯学習に取り組み、その成果が社会生活に生かされる環境づくりを進めます。
- 体力や興味等に応じたスポーツ活動ができる環境づくりの推進と、競技力の向上に努めます。
- 芸術文化活動に親しみ、個性あふれる地域文化を創造することができる環境づくりを進めます。

県が実施する施策

- ① 生涯を通じた学習と社会貢献活動の推進
- ② スポーツの振興
- ③ 芸術文化の振興

政策Ⅲ—3 人権の尊重と相互理解の推進

目 的

- 県民誰もが、学校・家庭・職場・地域などの様々な場面において個性と能力を十分に発揮できるよう、一人ひとりの人権や多様な価値観を尊重する社会づくりを目指します。

現 状 と 課 題

- 様々な人権問題において未だ差別や偏見が解消されるには至っておらず、インターネット上での人権侵害など新たな課題も生じており、人権が尊重される社会とはいえない状況です。
- 男女共同参画に対する理解は少しずつ浸透してきましたが、依然として固定的な性別役割分担意識はなくなっておらず、男女共同参画社会の実現には至っていません。県や市町村、県民、企業・団体等が男女共同参画を自らの問題としてとらえ、主体的に取り組むことが必要です。
- 経済、環境、文化など多様な分野において、国際的な交流が深まりつつあるとともに、多様な価値観や異文化とふれあう機会が増加しています。

取 組 み の 方 向

- 人権尊重意識を高め、人権問題への理解を深めるため、人権教育や人権啓発に取り組み、一人ひとりの人権や多様な価値観を尊重する社会づくりを推進します。
- 男女共同参画に関する意識を高め、性別に関わりなく個性と能力を発揮し、責任を分かち合いながら多様な生き方を選択することができる社会づくりを推進します。
- 多様な分野の国際交流・協力活動などを通じて、言葉や文化、生活習慣など様々な価値観の違いを認め、外国人住民と共に暮らしていく地域づくりを推進します。

県が実施する施策

- ① 人権施策の推進
- ② 男女共同参画の推進
- ③ 国際化と多文化共生の推進

政策Ⅲ—4 自然環境、文化・歴史の保全と活用

目 的

- 豊かな自然や文化・歴史に親しみ、理解を深めながら、次の世代へ継承するとともに、魅力ある地域づくりのために持続可能な活用を進めます。
- 先人が築き上げた豊かな景観を保全するとともに、地域の特性に調和した新しい景観を創造します。
- 県民誰もが、地球市民としての認識をもち、環境の保全に努め、環境への影響が少ない社会の実現を目指します。

現 状 と 課 題

- 宍道湖・中海がラムサール条約湿地に登録されたことを契機に、自然から恩恵を受けつつ、自然環境を保全していく意識が高まり、湖沼環境の保全に対する様々な取り組みがひろがってきています。
- 平成19年の「古代出雲歴史博物館」開館や石見銀山の世界遺産登録により、島根の歴史と文化に対する関心が高まっています。
- 美しい景観は、潤いや心の豊かさをもたらします。地域の発展と調和を図りながら保全し、創造していくことが必要です。
- 豊かな自然環境を守り、将来へ引き継いでいくため、環境への負荷の少ない社会に向けての県民一人ひとりの取り組みが必要です。
- 地域資源を利活用して得られる再生可能エネルギーは、それぞれの地域の特性に応じて導入していくことが必要です。

取 組 みの 方 向

- 県民参加による森づくりなど自然環境保全の取り組みを推進します。
- 自然公園や自然学習施設を活用した自然とのふれあいを推進します。
- 隠岐ジオパークの世界ジオパーク認定に向けた取り組みを推進するとともに、保全と活用に務めます。
- 自然と文化・歴史が県民共有の財産であるという意識を高め、地域資源として活用を図りながら良好に保存します。
- 地域の優れた景観を守り、魅力ある景観づくりを推進します。
- 県民、事業者、NPO等の団体、行政が一体となって、地域における環境保全や地球温暖化対策、廃棄物の抑制などの取り組みを推進します。
- 県民、事業者、NPO等の団体、行政が連携・協働して、県内に豊富に存在する森林等の地域資源を再生可能エネルギーとして有効に利活用します。

県が実施する施策

- ① 多様な自然の保全
- ② 自然とのふれあいの推進
- ③ 景観の保全と創造
- ④ 文化財の保存・継承と活用
- ⑤ 環境保全の推進
- ⑥ 再生可能エネルギーの利活用の推進

施 策

「政策」の目標達成を目指して、県行政が取り組む具体的な方策についての考え方を記述しています。また、取り組み成果をあわらす「成果参考指標」と「目標値」（暫定）を記述しています。

基本目標 I

活力あるしまね
(施策19本)

施策 I-1-1	県内企業の経営・技術革新の支援
-------------	-----------------

目 的

- 経営力・技術力・販売力の強化や、独自の商品開発等による起業や新規事業への進出を促すことにより、県内企業の競争力を高め、収益力の向上を目指します。

現 状 と 課 題

- 県内製造業は、世界的な景気後退により平成 20 年、21 年は出荷額、付加価値額が大きく落ち込みましたが、平成 22 年に増加に転じています。
- ただし、急速な円高の進行等から国内企業の海外移転が拡大しており、国内製造業の空洞化が懸念されます。また、中国などのアジア諸国の技術力の向上によりグローバルな国際競争も激化しており、ものづくり産業は今後も厳しい経営環境の継続が予想されます。
- こうした中で、県内製造業の発展を図っていくためには、海外展開も視野に入れた経営戦略を構築し、その戦略に基づいた経営力の強化や技術開発や商品開発などにより、国内外の市場獲得に向けた販路開拓に努めることが必要です。
- また、製造業以外の県内産業では、建設業においては、公共事業削減の影響から非常に厳しい経営環境にあり、経営の合理化や多角化、新分野への進出などによる経営の革新が求められます。
- さらに、少子高齢化の進展や様々な地域課題の出現などにより、サービス業を中心として新たなニーズが生まれており、こうしたニーズに対応して起業や新規事業への進出を促進していく必要があります。

取 組 み の 方 向

- 県内企業の収益力の向上を図るためには、国内外の市場の状況を的確に踏まえた上で、経営力の強化、技術力の向上、販路の拡大を行う必要があります。良質な情報や助言の提供、生産管理等の専門家の派遣、新たな取引先の確保などの支援を行います。
- 地域経済を支えるものづくり産業の集積に対して、海外の動向や成長が期待されている産業分野などを見据えた経営戦略の構築や技術力・販売力等の強化に向けた取り組みを支援します。
- 海外取引に関する知識の習得、自立化を図るための支援や海外取引の創出への支援を行うとともに、県内唯一の国際貿易港の浜田港を活用した県内企業の海外展開を支援します。
- 建設産業が行う新分野に進出するための調査研究・初期投資・事業拡張や地域課題に対応した新たな事業化の取り組みを支援します。
- 起業意欲を喚起するとともに、事業を立ち上げた後のフォローアップ体制を充実します。

成 果 参 考 指 標 と 目 標 値（暫定）

成果参考指標	平成23年度		平成27年度
①県内製造業の付加価値額	3, 359億円 (平成22年速報値)		4, 060億円
②製造業の従業員1人当たり付加価値額	786万円 (平成22年速報値)		943万円

- ① 付加価値額は、生産活動において新たに付け加えられた価値のことであり、生産額から原材料費等を差し引いた額で、営業利益や人件費等の総額です。近年の最高水準(平成 19 年)への回復を目指します。
- ② 製造業の従業員 1 人当たり付加価値額は、県内製造業の生産活動の生産性を表す指標です。4 年間で 20%程度の増加を目標とします。

施策 I-1-2	ソフト系 IT 産業の振興
-------------	---------------

目 的

- 多様化、高度化する顧客ニーズに対応できる情報産業群の形成に向け、ソフト系 IT 技術者を育成するとともに、大都市からの業務の獲得を支援し、ソフト系 IT 企業の事業拡大を目指します。

現 状 と 課 題

- 県内のソフト系 IT 産業は、平成 19 年以降、県内雇用人数・売上ともに着実に増加している成長分野です。
- 県内のソフト系 IT 産業の差別化要素として、プログラミング言語「Ruby」の普及・活用に注力したことにより、Ruby エンジニアや Ruby によるシステム開発件数はこの数年間で着実に増加しており、島根県 IT 産業の「強み」となりつつあります。
- 一方、県内のソフト系 IT 産業の売上の構成は依然、同業者からの下請けや官公需が中心となっています。今後、更に発展する産業になるためには、収益性の高い事業構造への転換を図っていく必要があります。
- 近年、クラウドコンピューティングの普及に伴い、ソフト系 IT 産業のサービス提供方法も多様化が求められています。また、新興国の台頭や円高の進行により、国内において地方のソフト系 IT 企業が対応してきた下請け業務が縮小する傾向にあり、この状況に対応するため各社は自社固有の製品・サービスの開発・展開が従来にも増して必要になっています。

取 組 み の 方 向

- 島根大学や松江高専等と連携しながら、ソフト系 IT 産業の成長を支える専門性の高い人材の育成・確保を行うなどして、県内のソフト系 IT 企業の事業拡大を支援します。
- 県内各企業の得意業務分野でのシステム開発や Ruby を始めとするオープンソースソフトウェア(OSS)を活かした開発手法の習得を支援するなかで、自社固有の商品・サービスの構築を促進します。
- 県内 IT 企業とユーザーであるサービス業などの異業種企業との連携を支援することで、他地域にない IT を利活用した新たなサービスの創出を図ります。首都圏等からの業務獲得に向けて、ビジネスマッチングや取引先確保のための販路開拓等の支援をします。

成果参考指標と目標値（暫定）

成果参考指標	平成23年度	➡	平成27年度
①ソフト系 IT 産業の従業者数	1, 086人 (平成22年実績値)		
②ソフト系 IT 産業の売上高	165億円 (平成22年実績値)		190億円

- ① 過去3年間（H20～H22）の成長と同様に、年平均3%の県内従業員の増加を目指します。
- ② 「従業者数」に「直近における1人あたりの年間売上高（ソフト系 IT 業界の実態調査、H22年：1,520万円）」を乗じて売上高を算出します。年平均3%の売上高の増加を目指します。
※ソフト系 IT 産業は主に「ソフトウェア業」及び「情報処理・提供サービス業」とします。

施策 I-1-3	新産業・新事業の創出
-------------	------------

目 的

- 県内企業の新事業展開を促進するため、県や大学等で取り組む新技術・新材料の開発成果を県内企業へ技術移転し事業化を進めます。また、企業が行う新製品や新技術、新たなサービス等の研究開発を支援します。

現 状 と 課 題

- 企業独自の競争力のある技術や製品を構築するためには、技術開発や研究開発に多額の資金を投入していく必要がありますが、県内の企業は総じて資金に乏しく、県内企業の自助努力を促すだけでは、新たな技術の開発や製品の開発が進みにくい状況となっています。
- こうした中で、企業だけでなく、産学官が一体となって新しい技術開発や製品開発等に取り組み、学が開発した成果を県内企業に移転し事業化につなげるほか、事業進出に意欲的に取り組む企業を積極的に支援していく必要があります。
- これまで、県では5つの研究開発プロジェクトに取り組み、熱制御システムを活用したLED照明機器の開発、機能性食品として28品目（H22年度末現在）の商品化、プラズマ熱処理技術を活用した企業誘致、3Dカメラセンサシステム技術を活用したITの事業化などにつなげています。

取 組 みの 方 向

- 新産業の創出にあたっては、県内外の有識者の知見を活かすとともに、事業化に意欲のある企業等と一体となって研究開発を進め、その開発成果を県内企業へ技術移転し、新たな事業化を目指します。
- 新しい技術や製品等を開発しようとする企業に対し、市場ニーズの把握や見通しに基づいた開発が行われるようアドバイスを行うとともに、それを踏まえた研究開発・施策開発・製品開発への支援や開発後のフォローアップ、事業化に向けた支援等を行います。

成 果 参 考 指 標 と 目 標 値 （ 暫 定 ）

成果参考指標	平成23年度	➡	平成27年度
県内企業が新技術や新素材を活かした商品化や事業化を展開した件数（累計）	55件		100件

- 県の新産業創出プロジェクトや研究開発補助等により、県内企業が新技術・新素材を活かした商品化や事業化を行った件数です。目標値は、現在の取り組み状況を踏まえ、45件の新たな商品化や事業化を目指します。

施策 I-1-4	企業誘致の推進
-------------	---------

目 的

- 県内産業の高度化や活性化などに波及効果の高い企業の誘致や、県内工場の生産拠点化を進め、産業クラスター形成の促進と産業活動の足腰の強化を目指します。

現 状 と 課 題

- 東日本大震災を契機に、リスク分散を検討する企業が増えており、この動きに対する迅速な対応が必要になっています。また、円高の進展等により国内での生産コストの低減を図るため、製造業においては、国内工場を集約化する動きが活発化しています。こうした動きに対して、国内各地域で企業誘致活動が活発化しており、他県との競争が激化しています。
- 県内産業の高度化や活性化を図る上では、中小企業の競争力強化に合わせて、地域の産業特性に合った、波及効果の高い企業を誘致し、中小企業の取引拡大につなげる必要があります。
- ソフト系 IT 産業が集積する首都圏等では、ソーシャルネットワークサービスの市場が急速に拡大していますが、今後より広い範囲でクラウドサービス関連市場の拡大が予想されており、新たに発生する業務に対応できる技術者の確保が課題となっています。こうした状況から地方で開発業務を行いたいとするニーズが生まれてきています。

取 組 み の 方 向

- 生産技術力、製品分野の成長性、県の産業振興施策との関連性等に優れた企業の誘致や生産拠点化を推進します。そのために必要となる支援策の創設や制度見直しについて弾力的に対応します。
- ソフト系 IT 企業に対する優遇制度や県内 IT 産業振興支援策、また、豊かな自然と住みよい生活・就労環境をアピールし、首都圏等からの企業誘致を戦略的に推進していきます。
- 企業が求めている人材が確保できるよう、市町村・教育機関・関係団体と一体となって対応します。
- 支援制度やインフラ整備の充実等により、工業団地の魅力アップを図ります。
- 誘致企業へのきめ細かい訪問等を通じて、企業ニーズや投資情報等を積極的に把握し、適宜対応していきます。

成果参考指標と目標値（暫定）

成果参考指標	平成23年度	→	平成27年度
①誘致企業の新規雇用者計画数 (4年間)	1,418人 (H20年度からH23.10.20 までの計画人数実績)	→	2,000人 (H24年度から27年度ま で)

- ①企業立地促進条例に基づき認定した企業の新規雇用計画人数です。年間500人程度を目指します。

施策 I-2-1	売れる農林水産品・加工品づくり
-------------	-----------------

目 的

- 農林水産物の生産や加工、流通について、消費者ニーズを踏まえつつ、高品質化と安定生産に向けた支援を行うとともに、消費者が安心して農林水産物を購入できるよう、生産段階での安全管理を推進することで、島根の特色を活かした売れる農林水産品・加工品づくりを促進します。

現 状 と 課 題

- 島根の農林水産業は、国内外の産地間競争の激化や価格の低迷、生産者の減少や高齢化による担い手不足など様々な課題を抱えており、地域の特色を活かした付加価値の高い農林水産品・加工品づくりを進めていく必要があります。
- 農林水産物の生産段階での安全管理に取り組む GAP（生産工程管理）をさらに推進するとともに、その取り組みを広く消費者に周知する必要があります。
- 農業においては、多様な消費者ニーズに応えるため、有機農産物や農薬・化学肥料を5割以上削減したエコロジー農産物の安定生産が求められます。米については、地球温暖化に伴う品質低迷に対応するため、優良品種の導入を推進する必要があります。肉用繁殖牛については、飼養戸数、頭数の減少が続いていることから、増頭を推進する必要があります。また、畜産物の安定供給を図るため、衛生的な飼養管理と鳥インフルエンザなどの家畜伝染病の発生予防対策が求められます。
- 林業については、森林資源が成熟して利用期を迎えつつあることから、循環型林業の実現に向けて、県産原木の生産と質の高い木材製品の加工・販売を拡大するとともに、着実に再植林を行う必要があります。
- 水産業では、水産資源の減少や漁獲コストの増大に加え、魚価の低迷が続くなど、厳しい経営を強いられており、魚価の改善や漁業経営の安定化が求められます。

取 組 みの 方 向

- 農業については、地域の特色を活かしつつ、多様な消費者ニーズに対応した農畜産物、加工品の生産を推進するとともに、必要な基盤の整備を進め、競争力のある産地の育成を目指します。また、環境に配慮した生産を促進し、特に、島根の豊かな自然を活かし、本県の農業・農村のクリーンなイメージを浸透させることとなる有機農業の拡大を図り、県農産品のブランドイメージ向上につなげていきます。
- 米については、高温下でも高品質な優良品種の早急な導入を推進します。肉用繁殖牛については、放牧や子牛育成の分業化等、省力・低コスト化による増頭を推進します。さらに、家畜伝染病発生時の迅速な対応に努めるための体制を整備します。
- 林業では、作業道の整備など生産基盤の強化により、原木生産量の拡大と安定供給を図るとともに、高品質で付加価値の高い木材製品の加工により製品競争力を高め、県内はもとより、県外の大規模なマーケットに向けて積極的に出荷拡大を進めます。
- 水産業では、漁獲物の高品質化、消費者のライフスタイルの変化に合わせた商品づくり、その土台となる市場統合などの流通改善を推進します。併せて、資源管理やコスト削減等にも一体的に取り組むなど「漁業の構造改革」を進め、漁業経営の体質強化を図ります。
- 平成21年に策定した島根県版GAP（生産工程管理）である「美味しまね認証制度」を、国が定めたGAPガイドラインに準拠する基準に見直した上で、生産者・産地等に対し制度の導入をさらに推進します。

成果参考指標と目標値（暫定）

成果参考指標	平成23年度	➔	平成27年度
① 農薬・化学肥料を使わない 農産物の栽培面積	210ha（見込）		270ha
② 県産原木自給率	27%（見込）		35%
③ 漁業生産額	200億円（見込）		220億円
④ 美味しまね認証取得 延べ経営体数	98経営体（見込）	検討中	

- ① 有機 JAS 認定面積、県エコロジー農産物推奨制度における農薬・化学肥料の不使用区分の面積、環境保全型農業直接支払交付金の有機農業の取組面積の合計（重複を除く）であり、耕地面積の 0.7%（現況：0.5%）にあたる面積での取組みを目指します。なお、現況の有機 JAS 認定面積は耕地面積の 0.46%であり、全国平均は 0.19%です。
- ② 原木自給率は、木材産業の原木需要量に対する県産原木供給量です。県産原木の増産と安定供給により、毎年 2%程度の原木自給率向上を目指します。
- ③ 資源回復や漁業の構造改革などにより、生産額の増加を目指します。

施策 I-2-2	県産品の販路開拓・拡大の支援
-------------	----------------

目 的

- 消費者や流通関係者のニーズを商品づくりに活かすとともに、島根の農林水産品・加工品を「価値ある商品」として売り込む力を強化し、多様な流通・販売チャネルの開拓、販路拡大による顧客づくりと消費の拡大を図ります。

現 状 と 課 題

- 島根県は、農林水産品・加工品の生産規模が小さく、少量多品目の生産が主体です。このため、販売にあたっては、市場出荷のみではなく、小売店や飲食店をはじめとする多様な売り先や売り方を開拓するなど、販売チャネルや販売手法の多様化を進め、戦略性のある販売体制を確立していくことが必要です。
- 近年、台湾や中国など東アジアにおいて、安全で安心、高品質な日本の食品への需要が高まっており、島根の農林水産品・加工品の輸出ルートの開拓に向けた取組み必要となってきました。
- 今後は、販路開拓、情報収集等のための仕組みづくりと、情報を整理し、新たな商品づくりに取り組む人材の育成が必要です。

取 組 みの 方 向

- 県外への流通や消費の拡大のため、大都市圏での販売チャネルの開拓、販売ターゲットの明確化と戦略的展開を進めるとともに、県産品のブランド力の向上を図ります。
- 県内での消費や流通の拡大のため、農林水産品・加工品の流通関係者への PR や生産・製造者と流通業者間のマッチング支援を強化します。
- 韓国・欧州などの新たな国・地域を含む有望市場への輸出の促進に取り組むとともに、輸出に取り組む企業や観光との連携などによる県産品のブランド力の向上を図ります。

成 果 参 考 指 標 と 目 標 値 (暫 定)

成果参考指標	平成23年度	平成27年度
① 県外の県産品取扱い事業者 (しまね県産品販売パートナー店) 数	34事業所 (見込み値)	38事業所
② にほんばし島根館の販売額	360百万円 (見込み値)	360百万円
③ 県内企業の貿易実績企業数	172事業所 (見込み値)	180事業所
④ しまね故郷料理店数	160事業所 (見込み値)	180事業所

- ① 島根県と連携して県産品を取り扱う県外の小売店等の数です。毎年1事業所程度の増加を目指します。
- ② 首都圏における県産品の情報発信拠点施設である「にほんばし島根館」での販売額です。デフレ環境下で消費マインドが下がることが今後も見込まれる中で、現在の販売額を維持することを目指します。
- ③ 県内企業のうち、貿易実績のある企業数です。年間2事業所程度の増加を目指します。
- ④ 県産食材を取り扱う料理店の数です。毎年5事業所の加入増加を目指します。

施策 I-2-3	農林水産業の担い手の育成・確保
-------------	-----------------

目 的

- 新規就業者を掘り起こし、その研修や経営の支援を行うとともに、担い手となる生産者の経営改善や安定化に向けた支援を行うことで、農林水産業の担い手を育成・確保します。

現 状 と 課 題

- 農林漁業就業者の減少や高齢化の進行が著しい状況にあります。
- 近年、新規就業者や企業の参入、特定農業法人が増加しつつありますが、農林水産業の持続的発展のためには、今後とも担い手の育成・確保を図っていく必要があります。

取 組 み の 方 向

- 新規就農者や農業参入企業、認定農業者、集落営農組織（特定農業法人・特定農業団体）は、これからの農業の担い手です。担い手への農地の利用集積、ほ場整備による経営の効率化、地域自ら創意工夫して行う担い手へのフォローアップの取組みを促進することにより、法人化など安定した経営体として発展する担い手を育成します。
- 林業については、国産材の需要が高まりつつあるなか、中心的担い手である森林組合などの林業事業体の経営基盤を強化するとともに、労働力の確保・定着と木材生産に対応できる高度な技術者を育成します。
- 水産業については、資源管理、消費者に買ってもらえる商品づくりや流通改善、コスト削減等を進め、安定した経営体を育成していきます。また、水産高校と水産業界との連携やUIターン者への支援を進めます。

成果参考指標と目標値（暫定）

成果参考指標	平成23年度	→	平成27年度
①農林水産業新規就業者数 (4年間)	940人(見込) (H20~23)	→	1000人
②認定農業法人数	220法人(見込)		300法人
③特定農業法人・特定農業団体数	168組織(見込)		210組織

- ① 農業の新規就業者数は、自営就農者、農業法人等の雇用者の合計です。今後の動向を踏まえ、年間170人程度を目指します。
林業の新規就業者は、認定事業体等の雇用者です。就業者数は公共事業等の予算・事業量の推移に大きく左右されることから、今後の事業量や退職者補充を勘案し、年間60人程度を目指します。
漁業の新規就業者数は、自営漁業者と漁業法人等の雇用者の合計です。緊急雇用対策などが終了することなどを考慮し、年間20人程度を目指します。
4年間で新たに農林水産業の新規就業者1000人を目標とします。
- ② 法人化を進める観点から、認定農業者のうち、農業法人の数としました。今後の動向を踏まえ、年間20法人程度の増加を目指します。

- ③ 特定農業法人や特定農業団体が増えることにより地域農業の担い手対策が進むことから指標としました。今後の動向を踏まえ、年間 10 組織程度の増加を目指します。
- ※林業の認定事業体とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づく改善計画の認定を受けた林業事業体です。
 - ※認定農業法人とは、認定農業者（農業所得概ね 400 万円以上を目指す中核農家）のうち、法人となっている経営体です。
 - ※特定農業法人は、担い手が不足する地域において農地を半分以上集積することを地域の人から認められた法人です。
 - ※特定農業団体は、特定農業法人になることが確実と見込まれる任意組織です。

施策 I-3-1	地域資源を活用した観光地づくりの推進
-------------	--------------------

目 的

- 県内各地域の観光資源を活用した持続可能な観光地づくりを推進します。

現 状 と 課 題

- 旅行形態は団体型旅行から個人型旅行へと変化し、旅行スタイルも体験・交流・学習などテーマを持った滞在型観光へと変化しています。
- 島根県の地域や観光事業者はこの変化に対応しつつありますが、今後、全国で誘客競争が激化するなか、新たな取り組みへチャレンジしていく、より一層の意識の変革が必要です。
- それとともに、従来型の観光資源のほかに、新たな資源を活用した地域発の旅行商品の創出とそれらの磨き上げが必要です。
- また、旅行商品の創出と定着には様々なリスクが伴うため、既存旅行業者はもとより、商工、NPOなど地域を熟知した他分野からの新規参入が進みにくい状況です。

取 組 みの 方 向

- 「神々の国しまね」プロジェクトを契機に地域や観光事業者が、新たな地域資源を活用し、新たな分野へ積極的にチャレンジしていく意欲の高揚を促進します。
- 島根県特有の地域資源を活用した地域主導の旅行商品づくりを推進し、滞在型観光を目指していくほか、それらを担う人材・組織への支援を行います。
- 地域主導の旅行商品創出を進める旅行業への支援や新規参入を促進します。
- スマートフォンの活用や看板等によるサイン整備により、国内や海外からの観光客が支障なく周遊できるよう情報提供を推進します。
- 県民との協働による、住む人と訪れる人との心が触れ合うおもてなしを促進します。

成果参考指標と目標値（暫定）

成果参考指標	平成23年度	平成27年度
①観光入込客延べ数	28,403千人 (平成22年実績値)	30,000千人
②宿泊客延べ数	3,348千人 (平成22年実績値)	3,700千人
③観光消費額	1,211億円 (平成22年実績値)	1,400億円
④着地型旅行商品数	92件 (平成22年度実績値)	140件

- ① 「島根県観光動態調査」で調査する観光入込客延べ人数です。今後4年間で約5%の増加を目指します。
- ② 「島根県観光動態調査」で調査する宿泊客延べ数です。今後4年間で約10%の増加を目指します。
- ③ 「島根県観光動態調査」で調査する観光消費額です。今後4年間で約15%の増加を目指します。
- ④ 県内の旅行業者が販売する着地型旅行商品数です。今後4年間で約50%の増加を目指します。

施策 I-3-2	情報発信等誘客宣伝活動の強化
-------------	----------------

目 的

- 「歴史」「自然」「文化」「伝統芸能」など島根県独自の魅力を、様々なメディアを活用し国内外に向け複合的に情報発信し、観光誘客を促進します。

現 状 と 課 題

- 新聞・雑誌、テレビ・ラジオ、インターネットなど、昨今の情報収集媒体は多様化しています。併せて、観光客の旅行スタイルや形態も変化しているため、その行動様式や各媒体の特性に応じた訴求効果の高い情報発信を行うことが必要です。
- 島根県では認知度の高い観光資源が出雲エリアに集中しています。また、出雲エリアにおいても特定の施設等に情報源が集中する傾向にあります。
- 今後は、さらなる観光認知度向上を図るため、県内各地域の観光資源を広域的に連携させるなど、きめ細やかな情報発信を展開する必要があります。
- 島根県には欧米や台湾、韓国、中国など海外からの観光客も訪れています。海外の観光客の志向に訴求できる情報発信を強化する必要があります。

取 組 み の 方 向

- 新聞・雑誌、テレビ・ラジオ、インターネットなど様々なメディアを活用し、より効果的な情報発信を地域と密接に進めていくため、社団法人島根県観光連盟との連携を強化します。
- スマートフォンを活用したインターネットによる情報発信のほか、他県と連携した広域での情報発信を強化します。

成 果 参 考 指 標 と 目 標 値 （ 暫 定 ）

成果参考指標	平成23年度	→	平成27年度
①観光入込客延べ数	28,403千人 (平成22年実績値)	→	30,000千人
②しまね観光ナビゲーション (国内外版)トップページのアクセス件数	664,088 アクセス (平成22年度実績値)		1,000,000 アクセス

①「島根県観光動態調査」で調査する観光入込客延べ人数です。今後4年間で約5%の増加を目指します。

②しまね観光ナビゲーションのシステム内でカウントするアクセス数です。今後4年間で約50%の増加を目指します。

施策 I - 4 - 1	特色ある技術・材料を活かした取組みの促進
-----------------	----------------------

目 的

- 地域固有の資源を活用した新たな取組みや、特色ある技術・製品を持つ企業を支援し、中小企業の活性化を目指します。

現 状 と 課 題

- 経済のグローバル化による地域間競争の激化や消費者ニーズの多様化の中で、中小企業の振興を図る上では、コスト競争力や品質の向上のみならず、他地域と差別化された新たな商品やサービスの創造が必要です。
- 島根は地域固有の資源を豊富に有しており、こうした地域の強みとなり得る資源を活用した商品やサービスを開発し、販売を促進することが必要です。
- 域外市場を狙った新商品の開発・事業化には、ノウハウ・資金・人材等が必要ですが、中小企業にとっては、これらの確保は容易ではなく、事業化に向けた支援が必要です。
- 県内の伝統工芸品産業は、その多くが家内工業的な生産を行っており、製造者の高齢化と後継者不足の状況にあります。
- 手作り商品に対する関心が高まる中で、伝統工芸品産業に対しても消費者の注目が集まっており、新たな用途開発や販路の拡大への取組みと後継者育成による特色ある産業としての継承が求められています。

取 組 みの 方 向

- 関係団体と連携し、地域資源を活用した新商品や新サービスの開発・販路開拓への取組みを行う中小企業者・NPO・創業者等に向けた支援や、特色ある技術・製品を持つ中小企業者への支援を行います。
- 経営革新計画の策定支援や承認後の優遇措置等を通じて、新商品や新サービスの開発等新たな取組みを推進します。
- 伝統工芸品の販路拡大のための専門展示商談会への出展等への支援や、後継者育成のための支援を行います。

成 果 参 考 指 標 と 目 標 値 （ 暫 定 ）

成果参考指標	平成23年度	平成27年度
①地域資源を活かした新商品・新サービスの事業化件数（累計）	15件 （平成23年見込値）	30件
②経営革新計画の年間承認件数	30件 （平成22年実績値）	30件
③島根県物産協会での伝統工芸品の販売額	6,000万円 （見込み値）	6,000万円

- ① 地域資源産業活性化基金事業を活用し、地域資源を活かした新商品や新サービスを事業化（助成期間終了後2年以内に経常利益を計上）した件数です。平成19年度の助成事業者からの累計での目標値です。
- ② 中小企業新事業活動促進法に基づき、新商品開発等の新たな事業活動によって経営の向上（経常利益の増加等）を目指す計画の承認件数です。
- ③ 島根県物産観光館やにほんばし島根館、島根県物産協会が行う各種イベント等における県内伝統工芸品の年間販売額です。デフレ環境下にあって消費マインドが下がることが今後見込まれる中で、現在の販売額を維持することを目標とします。

施策 I - 4 - 2	経営安定化の支援
-----------------	----------

目 的

- 中小企業への経営相談や事業資金の融資を行い、安定的な経営を目指します。

現 状 と 課 題

- 県内の中小企業者のうち小規模事業者（従業員の数が20人（商業又はサービス業については5人）以下のものをいう。）は、平成22年には83.1%であり、規模の小さな事業所が多数を占めています。
- このため、県内中小企業の多くが財務体質や信用力の弱さから資金調達が厳しい状況にあります。
- また、県内中小企業を取り巻く経済環境は、リーマンショック、東日本大震災からの回復の兆しが見られるものの、急激な円高の進行、世界的な経済不安等、依然として先行き不透明な状況にあります。
- このような状況の中で、中小企業の経営を安定化させるには、県と商工会議所、商工会、中小企業団体中央会などの商工団体が連携して行う経営支援の充実・強化を図るとともに、信用保証制度を利用した融資を活用して資金調達の円滑化を支援することが求められています。

取 組 み の 方 向

- 県内中小企業が多様化するニーズに的確に対応できるよう、また、複雑化や広域化する課題に対応できるよう、県と商工団体によるきめ細かな経営支援体制を確保し、中小企業が行う経営安定・改善や新分野進出等の取組みを支援するとともに、起業・創業・事業承継を促進します。
- 経済環境等の変動に対応して、これまでもリーマンショックによる景気後退を受け「資金繰り円滑化支援緊急資金」の創設や東日本大震災を受けた緊急資金等を創設し、県内企業の資金繰りを支援してきました。今後も円高の進行や世界的な経済不安など先行きに不透明感があることから、引き続き県内企業の資金需要を把握し、資金調達の円滑化を支援します。

成果参考指標と目標値（暫定）

成果参考指標	平成23年度	→	平成27年度
① 県内中小企業の経営改善や新規事業に取り組む事業所数	116事業所 (平成23年10月末現在)	→	200事業所
② 商工団体による県内中小企業の年間巡回相談対応件数	34,245件 (平成22年度実績)		35,700件

- ① 県が実施する経営力強化事業により、商工団体が支援する事業所のうち経営改善や新規事業に取り組むための計画を策定した事業所数です。
平成27年度までの目標値は、経営革新計画策定事業所数、地域資源産業活性化事業の申請事業所数、創業計画策定事業所数の合計値としています。経営指導員1人あたりの年間支援事業所数を2事業所としています。毎年200事業所（102人×2事業所）の取組みを支援します。
- ② 商工団体による経営指導等の巡回相談対応件数です。きめ細やかな支援を目指すものです。
平成27年度までの目標値は、経営指導員1人あたりの年間巡回相談件数を350件としています。毎年35,700件（102人×350件）の巡回相談を実施します。

施策 I - 4 - 3	商業の振興
-----------------	-------

目 的

- 地域が主体となって行う商業の活性化や機能確保に向けた取組みに対し、必要なアドバイスや商業基盤の整備を支援し、中心市街地での快適な買い物環境づくりや、中山間地域で、必要なときに買い物ができる環境づくりを目指します。

現 状 と 課 題

- 平成 19 年県内小売業の従業者数は 45,628 人で平成 16 年に比べて 2,047 人、4.3%と大幅に減少しています。商店数も 8,952 店（同比 9.8%減）、年間販売額は 7,318 億円（同比 7.2%減）と減少し、販売額の減少率は全国最悪であり、特に従業者規模 4 人以下の小規模商店数が大きく減少しています。
- モータリゼーションの進展による郊外立地型商業施設の増加により、中心市街地を形成してきた商店街は空洞化が進み商店街全体としての魅力が減少しています。また、中山間地域では、過疎化・高齢化により店舗の廃業が進んでいます。
- 中心市街地では買い物を快適にできる商店街の再生、中山間地域では日常の生活必需品が購入できる身近な商業機能を確保する必要があります。
- 人口の減少などにより地域の購買力が縮小する中、商業のみならず、地域住民への生活サービス機能の確保に総合的に対応する必要があることから、「まちづくり」や「地域づくり」の視点に加え、買い物弱者支援といった「住民福祉の確保」の視点に立った取組みが求められます。

取 組 みの 方 向

- 地域コミュニティの形成や魅力発信などの「まちづくり」、「地域づくり」、買い物弱者支援などの「住民福祉の確保」といった視点に立ち、地域の商業振興への取組みを支援します。
- 市町村の商業振興ビジョン等に基づき、市町村や商工団体、商店街振興組合などを主体に、地域が一体となって推進する商店街の活性化や中山間地域の商業機能維持などの取組みを支援します。

成 果 参 考 指 標 と 目 標 値（暫定）

成果参考指標	平成 23 年度	➡	平成 27 年度
① 中心市街地で空店舗対策等に取り組む商店等の数（年間）	47 件 <small>（平成 23 年 10 月末現在）</small>		
② 中山間地域で移動販売車整備等に取り組む商店等の数（年間）	24 件 <small>（平成 23 年 10 月末現在）</small>		16 件

- ① 中山間地域以外で県が行う地域商業活性化支援事業等を活用するなど、空店舗対策や商業環境整備等に取り組んだ商店等の数です。取組み事業者数の維持を目指します。
平成 27 年度までの目標値は、平成 21 年度から平成 23 年度までの実績の平均値としています。毎年 40 件の取組みを支援します。
- ② 中山間地域で県が行う地域商業活性化支援事業等を活用するなど、移動販売車整備や空店舗対策、商業環境整備等に取り組んだ商店等の数です。
平成 27 年度までの目標値は、平成 21 年度から平成 23 年度までの実績の平均値としています。毎年 16 件の取組みを支援します。

施策 I - 5 - 1	産業人材の育成
-----------------	---------

目 的

- 新規学卒者、若年者や離転職者、在職者等に対し、多様な職業能力開発の機会を設け、職業能力の向上を支援し、これからの地域産業を担う人材の育成を目指します。

現 状 と 課 題

- 製造業の海外移転や技術の高度化、IT化の進展などから、企業間競争・地域間競争が激化する中、産業の振興を図る上で、技術や技能、サービスの高度化等に対応できる人材が求められています。
- 東日本大震災や急激な円高等により、県外大手製造業においては、生産拠点の見直しなど経営戦略の再構築が進められつつあり、発展的な事業展開に向けて本県製造業も競争力強化に資する人材の確保・育成の取組みが一層重要な課題となっています。
- ものづくり、介護・福祉、医療、情報通信、環境など雇用の増加が期待される成長分野において多様な職業能力の開発が求められています。

取 組 み の 方 向

- 県の今後の産業振興施策の中でも重点業種として位置づけている「ものづくり産業」と「IT産業」において必要とされる人材の育成に重点的に取り組みます。
- 企業が求める人材を育成するため、産業界・学校・市町村等が連携し、学校におけるキャリア教育の充実等により、若いうちから将来の目的意識や職業観を醸成し、人材育成の取組みを県内各地域において進めます。
- これからの本県産業を担う新規学卒者や若年者を対象に、競争力向上に資する基礎的技術を身につけ、職業に就くために必要な職業訓練を実施します。
- 離転職者の早期就職を図るために、介護・福祉やITなど多様な職業訓練を実施します。
- 技術や技能、サービスの高度化等に対応できる人材を育成するため、在職者や後継者、ものづくりの中核を担う技術者向けの教育研修を実施します。

成果参考指標と目標値（暫定）

成果参考指標	平成23年度	平成27年度
①産学官連携組織構築市町村数 (累計)	4市 (平成22年度実績値)	8市
②県の支援による職業訓練を修了した若年者・離転職者の就職率	若年者 90.6% 離転職者 73.9% (平成22年度実績値)	若年者 90.0% 離転職者 73.0%
③ものづくり産業分野における技能検定及び県技能評価認定制度の年間合格者数	253人 (平成22年度実績値)	260人

- ① 地域産業の振興に必要な産業人材の育成や確保に向け産業界と教育機関が連携したキャリア教育等の取組みを行う市町村数です。県内で一定規模の企業集積がある8市において設置することを目指します。
平成23年度の市町村数は、構築時には6市町でしたが、同年度の合併により、現在では4市となっています。
- ② 県立高等技術校が行う若年者及び離転職者職業訓練を修了後6ヶ月以内に就職した人の割合です。現状の就職率の確保を目指します。
- ③ 技能検定及び県技能評価認定制度における年間の合格者の数です。現状の合格者数の確保を目指します。

施策 I-5-2	雇用・就業の促進
-------------	----------

目 的

- 若年者をはじめ県内で働きたい人に対し、県内企業情報の提供や職業紹介など様々な対策を行い、就業機会の確保を目指します。

現 状 と 課 題

- 島根県の平成 22 年の平均月間有効求人倍率は 0.70 倍と平成 21 年の 0.61 倍と比べ雇用情勢は改善傾向にありますが、1 倍を下回っており、厳しい状況が続いています。
- 平成 22 年の平均月間有効求人倍率を県内地域別にみると、最も高い出雲ハローワーク管内で 0.76 倍、最も低い雲南ハローワーク管内では 0.51 倍と、地域間で格差があります。
- 高校生の県内就職率は、平成 19 年度から平成 21 年度にかけて、60%台でしたが、学校での様々な取り組みや、国、県等の支援などにより、平成 23 年 3 月卒業者が 74.1% となりました。しかし、若年者を中心とした県内企業への就職を更に促進するためには、企業、学校、行政が連携した取り組みを強化する必要があります。
- 企業誘致の成否は人材確保がポイントとなることから、立地企業の新たな採用計画に対応するため、迅速かつ的確な人材確保対策に取り組むことが必要です。

取 組 み の 方 向

- 若年者の県内就職を促進するため、若年者、保護者、教育機関が県内企業や島根で働くことへの理解を深めるための取り組みを行うとともに、県内企業に対しては、早期求人の重要性への理解や積極的な採用への協力を働きかけます。
- 県内企業が若年者の人材を確保するため、企業自身の取り組みや企業の魅力情報発信への支援を行います。
- 立地企業をはじめとした県内企業の人材確保に迅速かつ的確に対応するため、県外在住者や大学生などの求職者の掘り起こしを行うとともに、県内企業と求職者の効果的な出会いの場を設けるなどの取り組みを行います。
- 雇用情勢の悪化により大量解雇などが懸念される場合、国、市町村等と連携し、雇用維持のための支援や離職者に対する再就職支援を行います。

成 果 参 考 指 標 と 目 標 値 (暫 定)

成果参考指標	平成 23 年度	平成 27 年度
① 県内企業の採用計画人員の充足率	98.7% (平成 22 年度実績値)	100.0%
② 高校生の県内就職率	74.1% (平成 22 年度実績値)	80.0%
③ ジョブカフェしまね利用者の年間就職者数	1,165 人 (平成 22 年度実績値)	1,400 人

- ① 「県内企業の採用計画人員の充足率」は、誘致企業等の採用人員計画数に占める実採用者数の割合です。毎年 100%の充足率を目指します。
- ② 県立高校生の就職者の内、県内企業に就職した生徒の割合です。ここ数年 60%台後半で推移していましたが、22 年度に 74.1%に伸びたことから、80%を目指します。
- ③ ジョブカフェしまねを利用して就職した人数です。年間 50 人程度の増加を目指します。

施策 I-5-3	就業環境の整備
-------------	---------

目 的

- 県内企業への就業者の定着を図るため、中小企業における労働条件等の改善を目指します。


現 状 と 課 題

- 県内企業のほとんどが中小企業であり、その多くで人材の確保・育成、労働条件の改善、福利厚生などの面で大企業に比べ立ち遅れが見られます。特に、中小企業の福利厚生事業は、組織や資金面などから、企業独自での取組みには限界が見られます。
- 労働者の就業形態の多様化や雇用の流動化が進み、労使関係はより複雑化する傾向にあることから、労使の相互理解と協調がより重要になっています。
- 中小企業には、労働者が安心して働けるよう、福利厚生の充実、退職金共済制度の導入、男女の均等処遇などが求められています。
- 労使双方への情報提供や労使からの相談体制を充実し、労使関係の安定を促進することが求められています。

取 組 み の 方 向

- 中小企業勤労者福祉サービスセンターへの加入促進や労働団体等が行う事業を通じて労働者の福利厚生の充実を図ります。
- 男女雇用機会均等法などの法制度の普及啓発を行い、就業環境の改善を促進します。
- 健全で安定した労使関係の形成を図るために、県内の就業環境の実態を把握し、広報誌等により広く情報を提供します。また、労働相談員を配置して労使双方からの様々な労働問題の相談に対応します。

成 果 参 考 指 標 と 目 標 値 (暫 定)

成果参考指標	平成23年度		平成27年度
中小企業勤労者福祉サービスセンターの加入率	11.6% (平成23年度見込み値)		

- 中小企業勤労者福祉サービスセンター（就業環境の改善などを支援する団体）に加入している人の割合です。加入者に対して安定的に事業提供できる加入率を目指します。

施策 I-5-4	U・Iターンの促進
-------------	-----------

目 的

- U・I ターン希望者に対し、総合的な定住情報を提供するとともに、産業体験や無料職業紹介、半農半Xによる就業支援等により、定住の促進を目指します。

現 状 と 課 題

- 島根は、若年者の県外流出等による人口減少や少子高齢化により、総人口はもとより生産年齢人口の減少による経済的な活力の低下が危惧されています。
- 近年、都市住民の中で団塊の世代はもとより若者においても農業に関心を持つ人が増えるなど田舎暮らしやふるさと回帰志向が高まっています。この機会をとらえて、本県の魅力を情報発信するとともに、農山漁村での生活体験、市街地でのお試し暮らしや二地域居住等を通じて、定住やU・I ターンに結びつけていくことが必要です。一方、全国的にU・I ターンに力を入れる自治体が増え、地域間競争も激化しています。
- 県では、(公財)ふるさと島根定住財団を総合的な窓口として、U・I ターン希望者に対する相談や情報提供、無料職業紹介、農林水産業等の産業体験等を実施し、定住を推進しています。なお、平成 22 年度末の無料職業紹介での就職決定者は 416 人、産業体験での県内定着者は 596 人（累計）となっています。
- 平成 22 年度から、自営就農、雇用就農に加え、新たにU・I ターンして半農半X（いわゆる兼業就農）される人の支援を行っています。平成 22 年度末の半農半X実践者は 6 人となっています。
- 市町村等が行う空き家を活用したU・I ターン者向け住宅整備に対し改修費の助成を行うなど住居の確保ための支援を行っています。
- 県内の市町村では、U・I ターンの取組みが活発化していますが、U・I ターン者の定住を一層推進していくためには、関係団体や企業、地域住民が一体となった取組みが必要です。

取 組 み の 方 向

- U・I ターン希望者への総合的な情報提供を実施します。
- U・I ターンに必要な就業や住居の確保を支援します。
- 島根県での暮らし体験や二地域居住等、定住、U・I ターンに結びつける取組みを支援します。
- 市町村や関係団体・企業、地域住民等と連携・協働し、最初の相談から定住後の支援まで、きめ細かく一貫した受入れを行います。

成 果 参 考 指 標 と 目 標 値 (暫 定)

成果参考指標	平成23年度		平成27年度
①U・I ターン希望者の産業体験終了後の定着者数	28 人 (見込み)		35 人
②U・I ターン希望者のための無料職業紹介による就職決定者数	70 人 (見込み)		70 人
③半農半XによるU・I ターン実践者数	10 人 (見込み)		10 人

- ① (公財)ふるさと島根定住財団が行う農林水産業、伝統工芸産業等への産業体験事業修了後、県内で就業、就職した人の数です。これまでの実績を基に、23年度の制度改正(助成額の引上げ)の効果も見込み、年間定着者数35人程度を目指します。
- ② (公財)ふるさと島根定住財団が行う無料職業紹介により就職が決定した人の数です。これまでの実績を基に、年間就職決定者数70人程度を目指します。
- ③ 半農半X支援事業(U I ターン就農定住定着支援事業)を活用する半農半X実践者の数(市町村認定数)です。これまでの事業実績を基に、年間10人程度を目指します。

施策 I - 6 - 1	高速道路網の整備
-----------------	----------

目 的

- 高速道路や、高速道路へつながるアクセス道路の整備を進め、産業活動を支える高速交通網の形成を目指します。

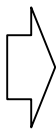
現 状 と 課 題

- 県内の高速道路の供用は 59%と、全国的にみても大きく遅れており、特に、県の東西をつなぐ山陰道については、平成 24 年度新規事業採択時評価において、「湖陵多伎道路」「大田静間道路」「三隅益田道路」が妥当と判断され、事業化に向けて大きく前進しましたが、未だ都市計画決定手続きに着手されていない 24km の未事業化区間が残っています。
- 東日本大震災において、高速道路の重要性が再認識され、県民の安全・安心の確保や企業立地、地域経済の活性化のため、高速道路ネットワークの未整備地帯（ミッシングリンク）の早期解消が強く望まれています。

取 組 み の 方 向

- 未事業化区間について、事業化に向けた手続を促進し、県内区間の早期全線事業化を目指します。
- 事業中区間の整備を促進し、山陰道「仁摩温泉津道路」、中国横断道「吉田掛合～三次 JCT 間」などの早期開通を目指します。
- 高速道路 IC へのアクセス道路の整備を重点的に進め、高速道路ネットワークの早期形成を目指します。

成果参考指標と目標値（暫定）

成果参考指標	平成 23 年度		平成 27 年度
① 高速道路供用率	59%		70%
② 高速道路 IC への 30 分到達圏 域面積の割合	52%	58%	

- ① 高速道路供用率は、計画延長に対する通行可能となった延長の割合です。山陰道「仁摩温泉津道路」「浜田三隅道路熱田～西村間」、中国横断道「吉田掛合～三次 JCT 間」の開通を見込んだ目標値です。
- ② 最寄りの IC まで 30 分で到達できる地域の面積の割合です。山陰道「仁摩温泉津道路」「浜田三隅道路熱田～西村間」、中国横断道「吉田掛合～三次 JCT 間」の開通を見込んだ目標値です。

施策 I - 6 - 2	航空路線の維持・充実
-----------------	------------

目 的

- 航空路線の維持・充実により、県営3空港の利便性の向上を目指します。

現 状 と 課 題

- 東京、大阪等の大都市圏から遠く離れている本県にとって、航空ネットワークの維持・充実は必要不可欠であり、出雲縁結び空港東京線等の需要が高い路線については、利便性を向上するため増便やダイヤ改善に取り組む一方、平成23年1月から定期便が運航休止となった萩・石見空港大阪線等の競争条件が厳しい路線については、利用促進への一層の取組みが求められます。
- 今後、各空港での利用促進に取り組みながら、東京路線の機材大型化・増便や路線開設を図っていくことが必要です。

取 組 み の 方 向

- 東京・大阪等の大都市圏と結ぶ航空路線について、増便、ダイヤ改善や利用促進等により、航空路線の維持・充実を図ります。
- 本土と離島を結ぶ航空路線の維持を図ります。
- 中国（上海）へのチャーター便の運航を支援しながら、将来的な路線開設の可能性について検討します。

成 果 参 考 指 標 と 目 標 値 （ 暫 定 ）

成果参考指標	平成23年度	→	平成27年度
①出雲空港の年間乗降客数	62.0万人 (見込み)	→	70.0万人
②萩・石見空港の年間乗降客数	6.1万人 (見込み)		7.0万人
③隠岐空港の年間乗降客数	4.8万人 (見込み)		5.1万人

- ①②③ 各空港の路線ごとの実績や今後の就航機材の見通し等を基に、航空路線を維持するために必要な乗降客数を見込み、目標値を設定しました。

施策 I-6-3	空港・港湾の維持・整備
-------------	-------------

目 的

- 物の流れや、人の流れを支える空港・港湾の機能の維持向上が図られるよう適切な管理を行うとともに、計画的な整備を進めます。


現 状 と 課 題

- 広域的な地域間交流や観光産業の振興などにより地域活性を図っていくためには、航空路の充実が重要であり、航空機の運航に支障をきたさないよう計画的な更新・充実を図るなど、その基盤となる空港施設の適切な維持管理は不可欠です。
- 県内企業の国内・海外展開の物流拠点となる港湾については、物流機能の強化のための係留施設・臨港交通施設等の整備や、船舶の安全航行のための外かく施設等の整備が課題となっています。
- 日本海側拠点港に選定された浜田港について、海外貿易航路や国内物流等の拠点港としての機能実現のため、ハード、ソフト面での対応の強化が課題となっています。

取 組 み の 方 向

- 空港・港湾の適正な維持管理に努めるため、施設や設備の更新を適切に行います。
- 物流拠点港の充実を図るため、必要な外郭、係留、臨港交通施設等を整備します。
- 日本海側拠点港に選定された浜田港については、海外貿易航路の拡充等のため、高速道路ネットワークと直結する臨港道路等の整備やポートセールス等を強化します。

成果参考指標と目標値（暫定）

成果参考指標	平成23年度		平成27年度
①物流拠点港の岸壁の整備率	92%		94%
②物流拠点港の防波堤の整備率	48%		79%

- ①② 整備中の物流拠点港（松江港、河下港、江津港、浜田港）の計画総延長に対する実施済み延長の割合です。優先度を考慮して目標値を設定しました。

基本目標Ⅱ

安心して暮らせるしまね
(施策26本)

施策 Ⅱ－1－1	危機管理体制の充実・強化
-------------	--------------

目 的

- 自然災害や原子力災害以外のテロ事件や新興感染症などのいつ発生するか予測できない危機に対し、迅速・的確に対処できるように体制を充実・強化し、県民の生命、身体及び財産の被害を最小限にします。

現 状 と 課 題

- 米国で発生した同時多発テロ（平成13年）などのテロ・ゲリラ事件や北朝鮮によるミサイル発射（平成21年）、地下核実験（平成21年）、韓国砲撃（平成22年）などの予測できない突発的な重大事件に対する県民の不安が高まっています。
- 県では、様々な事案に迅速かつ的確に対応するため危機管理対策本部を設置し、庁内全体で情報を共有し応急対策を実施することとしています。また、武力攻撃やテロ攻撃などから県民の生命・身体・財産を守るため、平成18年に策定した「島根県国民保護計画」に基づき県民の避難、救援及び武力攻撃災害への対処を行うこととしています。
- 各分野におけるシミュレーション訓練や情報伝達訓練、実動部隊による個別的・実践的な事案対応訓練などにより、危機管理能力、実践的対応能力の向上を図るとともに、関係機関との連携を強化し、危機管理体制を充実・強化していく必要があります。
- 平成21年に、メキシコ及びアメリカで発生した新型インフルエンザは全世界に感染が拡大し、平成23年4月には季節インフルエンザとなりました。しかし、鳥インフルエンザ（H5N1）のヒトへの散発的な感染が継続していることから、今後も新型インフルエンザの出現が強く懸念されているため、医療体制等の確保や関係機関との連携強化を行う必要があります。

取 組 み の 方 向

- 武力攻撃事態などにおける、国民保護措置を迅速かつ的確に実施する対応力を高めるため、「島根県国民保護計画」に定めた関係機関との連携体制の整備や訓練などを着実に実施します。
- 感染症医療提供体制の確保や感染症発生動向調査の拡充を図るとともに、感染症発生時を想定した訓練を実施します。

成 果 参 考 指 標 と 目 標 値（暫定）

成果参考指標
危機管理事案発生時に迅速・的確な対応が取れる体制の充実・強化を図る。

- 危機管理事案発生時に迅速・的確な対応が取れるよう、日頃からシミュレーション訓練や情報伝達訓練、実動部隊による個別的・実践的な事案対応訓練などにより、危機管理能力、実践的対応能力の向上を図るとともに、関係機関との連携を強化します。

施策 Ⅱ－1－2	消防防災対策の推進
-------------	-----------

目 的

- 防災関係機関等との連携の強化や防災訓練の実施、緊急連絡体制を整備し、風水害、土砂災害、地震、津波、大規模火災・事故等の災害の発生時やこれらの災害が広域的大規模に発生した場合の県民の生命、身体及び財産への被害を最小限にします。

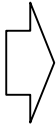
現 状 と 課 題

- 島根県は、急峻な山地が80%以上を占めるなど、その自然環境の特性から幾多の風水害に見舞われてきました。また、長い海岸線とその沖合に広大な海面も有しており、過去には津波被害も発生しています。
- 県民の防災意識の向上、災害のおそれのある土地の明確化と利用規制、警戒・避難に必要な情報提供、消防団の活性化や自主防災組織等の育成強化、防災訓練の充実、緊急物資の整備に取り組むことが必要です。
- 災害発生時には、「減災」のために、県、市町村の迅速な初動対応の確立、被害情報収集と警戒・避難体制の確立、緊急輸送路の確保、周辺住民への広報活動を強化するとともに、被災者への物資等の配付など、災害応急対策を迅速、的確に実施することが重要です。
- 土砂災害、浸水害、津波などから人命を守るためには、住民が速やかに避難することが大事であり、災害時要援護者（高齢者、要介護者、障がい者、難病患者、妊婦、乳幼児、児童等）を始め、住民の避難支援対策を進めることが必要です。
- 東日本大震災を踏まえ、広域的大規模災害や津波災害に備えた県の防災体制の見直しが課題となっています。
- 火災の予防・消火、救急救助など迅速な対応、消防体制の広域化と体制の強化が課題となっています。
- 災害時の医療提供体制を確保するため、災害拠点病院の整備や搬送体制など関係機関の連携強化を進めています。

取 組 み の 方 向

- 防災訓練の実施、緊急物資の整備、常備消防の体制強化と広域化、市町村消防団の活性化により、防災関係機関の災害対応能力を充実強化します。
- 市町村と連携した自主防災組織の育成強化により、地域の防災力の向上を図ります。
- 引き続き災害発生時には、「減災」のために、市町村と連携して迅速な初動対応、被害情報収集と警戒、緊急輸送路の確保、周辺住民への広報活動を強化するとともに、被災者への物資等の配付など、災害応急対策を迅速、的確に実施していきます。
- 市町村及び漁業協同組合などとともに、防災行政無線や漁業無線を始め多様な情報伝達手段の整備に努め、迅速な情報伝達を実施していきます。
- 土砂災害、浸水害、津波などから人命を守るため、市町村における災害時要援護者や住民の避難支援対策が進むよう、市町村、社会福祉団体等との協議を進めていきます。
- 広域的大規模災害や津波災害に対応できるよう県地域防災計画（震災編）を見直します。
- 土砂災害警戒区域等の指定を進めるとともに、県民の防災意識の向上のため、土砂災害防止学習会等に取り組めます。
- 住宅・建築物の耐震化を促進するため、市町村や関係団体等と連携し、県民の意識啓発や支援等に取り組めます。

成果参考指標と目標値（暫定）

成果参考指標	平成23年度		平成27年度
① 広域的大規模災害や津波災害に対応できるよう県地域防災計画（震災編）の見直しを行う。			
② 公共建築物の耐震化率	81%		95%
③ 土砂災害警戒区域等の指定箇所数	31,789箇所		35,000箇所
④ 土砂災害防止学習会・研修会の受講者・参加者数	延べ5,300人		延べ12,000人

- ① 東日本大震災を踏まえ、広域的大規模災害や津波災害に対応できる防災体制を構築出来るよう、県地域防災計画（震災編）の見直しを行います。
- ② 多数の者が利用する公共建築物（県庁、市町村役場、小・中学校、体育館、公営住宅等）の耐震化対策の進捗状況です。「島根県建築物耐震改修促進計画」における公共建築物の耐震化率の目標値（平成27年度末95%）から目標値を設定しました。
- ③ 土砂災害の発生の恐れのある土地の区域を明らかにし、市町村の警戒避難体制の整備を支援するほか、危険な土地に新たな家屋や施設の立地を防止することを目的として指定する区域です。期間中に「地すべり」の土砂災害警戒区域の指定と、開発の可能性の高い土地などについて土砂災害特別警戒区域の指定を促進します。
- ④ 土砂災害防止のため、土砂災害防止学習会や研修会を通して防災意識の啓発を行います。平成24年度～27年度までに延べ受講者数12,000人を目標とします。目標値は東日本大震災の影響から防災学習会の開催依頼が増加した平成23年度の実績を基に設定しました。
平成23年度の受講者・参加者数は、第1次実施計画期間（平成20年度～23年度）中の延べ受講者数です。

施策 Ⅱ－１－３	原子力安全・防災対策の充実・強化
-------------	------------------

目 的

- 原子力発電所周辺地域の環境放射線の測定監視や発電所の運転状況などの把握と情報公開に努めるとともに、万一の原子力災害に備え、防災体制を充実・強化し、地域住民の安全を確保するとともに安心して暮らせる環境を保全します。

現 状 と 課 題

- 原発の安全基準や防災指針等の見直しはまだ中途であり、国として、安全・防災対策の方向性について、早急に示す必要があります。
- 福島第一原子力発電所の事故では放射性物質が従来の防災対策で想定されていた区域を越え、広域的且つ大量に放出されたため、島根原子力発電所周辺における環境放射線モニタリング体制を拡大する必要があります。
- 福島第一原子力発電所事故により、原子力発電所や放射能に関する関心が高まっていますが、情報不足からこれらについての不安が拡大しており、従来にも増して環境放射線監視や発電所の運転状況等の把握及び県民に対する原子力発電所や放射線・放射能に関する情報提供が重要になってきています。
- 福島第一原子力発電所の事故は従来の防災対策で想定されていた区域を大幅に超える住民避難や放射能汚染が生じたことから、立地市である松江市のみならず、周辺地域、更には隣県を含めた広域的な防災対策の確立が課題です。
- 現在のオフサイトセンターや県庁は島根原子力発電所から約9 kmの距離にありますが、福島第一原子力発電所事故のように事故の影響が広域化した場合に備えた対策が必要です。

取 組 み の 方 向

- モニタリングポスト等の増設などにより平常時及び緊急時の環境放射線監視対象エリアを拡大し、監視データをリアルタイムで広く情報提供する環境放射線情報システムの機能強化を図り、監視体制の充実に努めます。
- 島根原子力発電所の実施する安全対策について、中国電力の対応や国の監督状況を注視しながら、適切な対応に努めます。
- 原子力発電所の運転状況や放射線・放射能に関する知識などについて、情報収集に努め、広報誌、インターネットや原子力関連施設見学会・講演会などにより、きめ細かな広報や情報提供を行います。
- 広域避難に対応できるよう地域防災計画を見直し、防災対象エリアの拡大に対応した原子力防災設備の整備を行い、原子力防災訓練を実施します。
- 原子力発電所事故の影響が広域化し、オフサイトセンターや県庁での災害対策業務の遂行に影響が生じた場合に備え、機能移転について検討します。

成果参考指標と目標値（暫定）

成果参考指標	平成23年度	平成27年度
① モニタリングポスト等機器の増設、体制の見直しを図り、平常時及び緊急時における環境放射線監視体制を充実する。		
② 広域避難に対応できるよう地域防災計画（原子力編）の見直しを行う。		
③ 原子力防災訓練に参加した防災業務関係者の訓練目的・目標の達成割合	—	95%以上

- ① 福島第一原子力発電所の事故により、従来の原子力防災対策が大きな見直しを余儀なくされている中、国においても防災指針の見直しが進められ、「防災対策を重点的に充実すべき区域」については、従来の EPZ に代えて、準備する対策の違いにより、「予防的防護措置を準備する区域」（PAZ）、「緊急時防護措置を準備する区域」（UPZ）を設けることとされました。これらの区域においては、モニタリングの結果に基づいた、屋内退避、避難等の措置の実施することとなるため、区域の内外におけるモニタリング体制の強化を図っていきます。
- ② 福島第一原子力発電所事故を踏まえ、広域的避難に対応できる防災体制を構築出来るよう、県地域防災計画（原子力編）の見直しを行います。
- ③ 原子力防災訓練に参加した防災業務関係者へのアンケートで訓練の目標や目的の達成について、「できた」「概ねできた」と回答した人の割合です。

施策 Ⅱ－1－4	治安対策の推進
-------------	---------

目 的

- 県民が安全で安心して暮らせる日本一治安の良い地域社会を実現するため、各種犯罪への対策を強化するとともに、県民の自主防犯活動と連携し地域に密着した取組みを推進します。

現 状 と 課 題

- 各種犯罪対策の強化や防犯ボランティア団体の活動の活性化等を通じて、県民の自主防犯意識が向上したことなどにより、県内の犯罪認知件数は平成16年から7年連続で減少しています。
- 殺人・強盗等の凶悪事件、インターネットを悪用したサイバー犯罪、高齢者が被害者となる振り込め詐欺、来日外国人犯罪組織による犯罪の発生など、犯罪は悪質・巧妙・グローバル化しているとともに、子どもや女性が被害者となる事件も後を絶ちません。また、暴力団は活動実態を潜在化し、資金源獲得活動の多様化を一層強めています。
- 街頭活動の強化や治安基盤の整備等により、犯罪の抑止と検挙に向けた活動を一層推進するとともに、防犯ボランティア活動の活性化や定着化に向けた各種支援を行うことなどにより、県民の自主防犯活動の促進を図る必要があります。

取 組 み の 方 向

- 日本一治安の良い地域社会を実現するため、官民一体となり「犯罪に強い社会の実現のための島根行動計画」に盛り込まれた各種施策を着実に推進します。
- パトロール態勢の整備を始めとした街頭活動の強化や地域安全情報のタイムリーな発信等を通じて、犯罪抑止に向けた取組みを推進します。
- 凶悪事件等の発生に際しては、初動捜査を迅速・的確に行うとともに、綿密な現場鑑識活動、情報分析システムの効果的活用等、検挙に向けた取組みを徹底します。また、サイバー空間の安全・安心の確保に向け、違法情報に対する取締りを徹底するとともに、情報セキュリティ等の啓発活動を推進します。
- 暴力団犯罪の取締りを一層強化するとともに、「島根県暴力団排除条例」を効果的に活用し、官民一体の下に暴力団の排除に向けた取組みを推進します。
- 犯罪の起きにくいまちづくりを推進するため、防犯ボランティアや事業者等による自主防犯活動の活性化を図り、子ども・女性の見まもり活動を推進するとともに、街頭防犯カメラの設置など防犯環境の整備を促進します。

成果参考指標と目標値（暫定）

成果参考指標	平成23年度	→	平成27年度
犯罪率	7.2件／千人 (目標値)		6.4人／千人

※ 人口千人当たりの刑法犯認知件数(暦年)です。第一次計画策定時に設定した10年後(平成29年度)の目標値(6.0件／千人)を引き続き目指すこととし、現状値から一定の割合で減少すると仮定して目標値を設定しました。

施策 Ⅱ－１－５	交通安全対策の推進
-------------	-----------

目 的

- 交通安全県民運動や交通安全教育を推進し、県民の交通安全意識を一層高めるとともに、交通環境の整備や交通指導取締りにより、県民を交通事故から守ります。

現 状 と 課 題

- 県内の交通事故は、近年、発生件数・死傷者数とも減少傾向となっています。特に、平成22年の死者数は、ピーク時の3割以下となり、全国においても最少となりました。今後この減少傾向を定着させていく必要があります。
- 死亡事故の特徴としては、「高齢者」や「夜間・国道」の割合が高くなっています。特に本県では、運転免許の所有者に対して高齢者が占める割合は、全国一であり、毎年、多くの高齢者が交通事故の犠牲になっています。
- 交通事故の多くは、前方不注視や安全不確認等の基本的ルールの欠如により発生しています。このため、交通事故防止を自動車運転者や自転車利用者を含め、県民一人ひとりが自らの問題として考え、交通ルールとマナーを守り、安全な行動がとれるよう、交通安全意識を高めていくことが大切です。
- 道路利用者すべての安全・安心を確保するため、道路の整備や改良とともに「人優先の道づくり」の視点に立ち、ユニバーサルデザインの考え方に基づく、歩行空間の整備等、交通環境の整備が求められています。

取 組 み の 方 向

- 平成23年8月に策定した「第9次島根県交通安全計画」に基づき、総合的な交通安全対策を推進し、死者数・死傷者数等の減少傾向を更に定着させます。
- 県民の交通安全意識を高めるため、自動車運転者や自転車利用者を含め、県民総ぐるみの交通安全県民運動を推進するとともに、関係機関・団体と協働して交通安全対策を推進します。
- 増加傾向にある高齢者の交通事故を防止するため、戸別訪問指導等効果的な交通安全教育を推進するとともに、シルバーリーダーの養成等により、高齢者の交通安全対策を強化します。
- 夕暮れ時から夜間の事故多発時間帯や国道9号等事故多発路線において、交通事故に直結する悪質・危険性の高い飲酒運転、最高速度違反、信号無視等交差点関連違反の取締りを強化します。
- 安全快適な歩行のために、「あんしん歩行エリア」や「事故危険箇所」を重点として、歩道や自転車道の新設、歩車分離式信号機の導入、見やすく分かりやすい標識・標示の整備等、道路交通環境を整備します。

成果参考指標と目標値（暫定）

成果参考指標	平成23年度	➔	平成27年度
①交通事故年間死者数	28人 (見込み)		20人
②交通事故年間死傷者数	2,000人 (見込み)		1,600人
③交通事故年間高齢者死者数	17人 (見込み)		10人
④歩道の整備率	79% (見込み)		86%

- ①②③ 国を挙げて交通事故死者数の減少を目指しており、平成30年までに交通事故死者数2,500人以下とする政府目標に対応し、県内では、平成30年までに死者数15人以下を達成する必要があること及び第9次島根県交通安全計画を基にして、それぞれの目標値を設定しました。数値は暦年（1月～12月）です。
- ④ 県管理道路のうち、優先的に整備が必要な歩道延長1,340kmに対する整備率です。今後の整備見通しを基に目標値を設定しました。

施策 Ⅱ－1－6	消費者対策の推進
-------------	----------

目 的

- 自立した消費者の育成、取引の適正化、苦情処理・紛争解決体制の整備等を推進し、県民の消費生活の安全・安心を確保します。

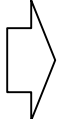
現 状 と 課 題

- 規制緩和や高度情報化の進展、社会経済のグローバル化などにより、新しい商品やサービスが登場し消費者の利便性は大きく向上しましたが、一方で消費者トラブルは複雑・多様化し、後を絶ちません。
- 島根県消費者センター及び各市町村消費者相談窓口が受け付けた相談件数は、減少傾向にあるものの、依然として年間6千件を超えています。苦情相談が多く寄せられる内容では、多重債務の整理方法、ヤミ金融など金融に関するもの、覚えのない有料サイトの料金請求などインターネットを介したものなどがあります。
- 相談者では、高齢者の割合が増加しています。悪質商法など高齢者が巻き込まれる消費者トラブルを防ぐため、地域全体で見守っていく必要があります。
- 消費者が一定期間内に一定の商品・サービス契約について無条件解約できる「クーリング・オフ」制度の正しい知識の普及をさらに進めていく必要があります。
- 県民が安全に安心して消費行動ができる環境をつくるため、事業者の法令遵守、取引の適正化の監視・指導を強化し、県民一人ひとりが必要な知識と判断力を備え、「自立した主体」として消費行動ができるよう支援していくことが求められています。

取 組 み の 方 向

- 消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動できるよう、消費者の自立を支援します。消費者被害の未然防止、拡大防止のため、情報提供や啓発に努めます。
- 消費者からの苦情・相談に応じ、助言やあっせんによりトラブルの解決と被害の救済にあたるとともに、身近な相談窓口である市町村の相談機能の充実を支援します。
- 事業者が適正に商品やサービスを提供するよう指導・監督を行います。

成果参考指標と目標値（暫定）

成果参考指標	平成23年度		平成27年度
クーリング・オフ制度を知っている人の割合	85%		85%

- 「県政世論調査」において、クーリング・オフ制度について、「よく知っている」「ある程度知っている」と回答した人の割合です。
75%未満で推移した後、平成23年度に急上昇した第1次実施計画の実績を踏まえ、平成23年度水準の維持を目標とします。

施策 Ⅱ－1－7	災害に強い県土づくり
-------------	------------

目 的

- 道路防災対策、治山治水対策、土砂災害対策、海岸保全対策等により県土を整備し、集中豪雨、台風、地震等の発生時における県民の生命、身体及び財産への被害の発生を未然に防ぎます。

現 状 と 課 題

- 島根県は、県土の80%を急峻な山地が占め、県内一円が特殊土壌地帯に指定され、また河川は急流で洪水が発生しやすく、海岸線の総延長は約1,030kmにわたります。
- このため、集中豪雨や豪雪・冬季波浪・高潮による被害を受けやすく、これまで幾多の自然災害に見舞われ、尊い人命や貴重な財産が失われてきました。
- 災害危険箇所の整備状況は未だに低い水準にあり、洪水や土砂災害等による被害を防止するための対策を着実に推進する必要があります。
- 河川改修の状況は、昭和58年をはじめとした豪雨災害などを契機に整備に取り組んでいますが未だに整備率は低く、治水対策を着実に推進する必要があります。
- 災害発生時における救助、救急、消防活動および救援物資の輸送を円滑に行えるよう、緊急輸送道路の防災対策や橋梁補修を重点的に行う必要があります。

取 組 み の 方 向

- 風水害や地震など自然災害に強い県土づくりを計画的に進めるとともに、災害発生時の被害を最小限に抑える体制を充実させます。
- 豪雨等異常気象時においても、県民の生活を支える公共施設、病院へのアクセスを確保するため、重点的に整備する路線について、防災対策を推進します。
- 治水対策は、整備が遅れている箇所を中心に河川改修を進めるとともに、直轄事業である斐伊川・神戸川治水事業についても、関係機関と連携を図りながら、事業が促進されるよう取り組みます。
- 土砂災害対策は、事業効果の高い箇所へ重点化・集中化して整備します。
- 落石危険箇所の防災対策と、橋梁の耐震補強を行うことで、防災拠点や避難所を連絡する緊急輸送道路の確保に努め、緊急物資の輸送と救援活動を支援します。
- 各道路管理者・防災関係者・電線管理者等が連携した、新たな除雪体制を構築し、除雪対策の強化を図ります。
- これまでに整備した治山治水対策、地すべり防止対策、がけ崩れ対策、海岸保全対策等の施設の適切な維持管理に努めます。
- 家屋、公共施設、農地、農業用施設などに被害を及ぼさないよう、老朽化したため池や頭首工等の改修を推進します。

成果参考指標と目標値（暫定）

成果参考指標	平成23年度	平成27年度
①洪水から保全される人口	212,100 人 (暫定値)	311,500 人
②土砂災害から保全される人口	152,600 人 (暫定値)	160,800 人
③緊急輸送道路網道路防災危険箇所整備率	37%	52%
④緊急輸送道路網橋梁耐震対策実施率	52%	60%

- ① 河川の想定氾濫区域内人口 530,800 人の内、洪水から保全される人口です。国及び県管理河川のこれまでの部分完成を含めた整備実績と今後の事業の実施予定に基づき目標値を設定しました。
- ② 農林および土木部局で対策を行う土石流、地すべり、がけ崩れなどの土砂災害危険箇所に対し、災害防止対策を講じた箇所の保全される人口です。これまでの整備実績と今後の事業の実施予定に基づき目標値を設定しました。
- ③ 道路防災点検により対策が必要な危険箇所のうち、緊急輸送道路上にある危険箇所、635箇所の整備進捗率です。
- ④ 地震直後から発生する緊急輸送を確保するため、耐震対策が必要な、平成7年以前に架橋された橋梁数（207橋）に対して、対策を講じた橋梁の割合です。

施策 Ⅱ－1－8	食の安全の確保
-------------	---------

目 的

- 食品の生産から加工、流通の各段階における法定指導、監視、検査を充実強化し、食品の安全性を確保します。


現 状 と 課 題

- 産地や賞味期限などの食品の偽装表示など、食の安全を脅かす様々な案件が発生しており、消費者の食の安全・安心確保に対する要望が高まっています。
- 食品の安全確保に係る第一義的責任者たる事業者の自主管理を促進するため、講習会の開催、食品衛生推進員による助言指導を行うほか、製造工程の危害分析を行うなど科学的根拠に基づく衛生指導を行う必要があります。
- 食品関係施設の監視指導、流通食品の検査等を実施し、不適正食品の流通を防止する必要があります。
- 新たに確認された食中毒の原因となる微生物や寄生虫について、食品関係者や消費者に対して、対応等の周知を徹底していく必要があります。
- 事業者はもとより、消費者が食品に関する知識と理解を深めるために、講習会の開催や情報発信の充実、消費者を含めた関係者の意見交換等を促進する必要があります。
- トレーサビリティシステムについては、周知を図り一定の成果を上げた。さらに本県としては、平成21年度から島根県版GAP（生産工程管理）である「美味しまね認証」を実施しています。

取 組 み の 方 向

- 県民が安心して食生活を送られるよう、生産から消費に至る一貫した安全対策に取り組めます。
- 衛生講習会の開催等により、食品関係事業者の自主管理を促進するとともに、適正表示の啓発・相談、食品関係施設の許可・監視・指導と食品の検査を実施し、食品の不適正な取扱いや不適正食品の流通を防止します。
- 消費者講習会等により食品衛生に関する情報提供を行い、衛生知識等の普及啓発を図ります。

成果参考指標と目標値（暫定）

成果参考指標	平成23年度		平成27年度
①食中毒発生件数	10件		7件

- ① 一般家庭や飲食店等における1年間の食中毒の発生件数です。全国の過去5年間の平均年間発生件数1,290件を基に、島根県の人口に応じて計算した件数を目標値として設定しました。

施策 Ⅱ－２－１	健康づくりの推進
-------------	----------

目 的

- 県民自らが健康づくりに取り組む環境の整備と適切なサービスの提供を進め、県民の生涯にわたる心身の健康の保持増進を図ることにより、健康長寿日本一を目指します。

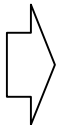
現 状 と 課 題

- 幼児期からの食生活や生活習慣の乱れ、壮年期における運動不足や食の偏り、過労、ストレス等に伴って、「脳卒中」、「がん」、「心臓病」、「糖尿病」、「メタボリックシンドローム」等の生活習慣病が増加しています。
- 壮年期死亡や要介護状態の原因である生活習慣病を予防するため、壮年期の保健対策やたばこ対策、食育、運動推進など、一人ひとりが実践する健康づくりを基本としつつ、それを後押しする環境づくりのために、健康増進事業や医療保険者が行う特定健診・保健指導の円滑な実施や市町村や関係機関・団体等が連携した県民運動の展開を図っていく必要があります。
- エイズ（AIDS）や結核、ウイルス性肝炎などの感染症の予防や、公害等の健康被害者が必要な療養を受けられるよう支援する必要があります。
- 全国上位にある自殺死亡率を減少させるため、うつ病対策、啓発活動、相談・支援体制の整備などの取組を展開してきましたが、今後は、より身近な地域で活動を行う民間団体や市町村の活動を支援し、ゲートキーパー（自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応ができる人）の養成、自死遺族ケアなどの対策を充実させる必要があります。

取 組 み の 方 向

- 「健康づくり」「生きがい活動」「要介護状態の予防」を3本柱に、各関係機関・県民と一体となった県民運動「健康長寿しまね」を進めます。
- 本県の死亡原因の第一位であるがんについては、早期発見、早期治療のための有効手段である検診受診者の増加に努めます。
- 子どもや壮年期の健康を支える「食育」については、体験型のイベントの開催や食育推進のリーダー・ボランティアの育成、市町村の取組み支援などを推進します。
- 生活習慣病の予防にあたっては、本県の実態を踏まえた取組みの方向性を明らかにし、県民参加の健康づくりを効果的に推進します。
- 感染症に対する正しい知識の普及を図り、感染者の早期発見と感染拡大の防止に努めます。
- 企業や医師会等の関係機関・団体と連携し、総合的な自殺対策を推進します。

成果参考指標と目標値（暫定）

成果参考指標	平成23年度		平成27年度
① がん検診受診者数	148,000人		190,000人
② 肥満者割合（40～74歳）	34.7%		30.0%

- ① がん検診受診者数は市町村実施分であり、目標値は、がん対策推進計画で掲げる値の市町村実施部分とした。
- ② 特定健康診査受診者数（国保分）における肥満者（上半身肥満(疑い含) + BMIのみ25以上+腹囲のみ超) 割合とし、目標値は、過去4年間の変化率を参考に設定。

施策 Ⅱ－２－２	地域福祉の推進
-------------	---------

目 的

- 福祉サービスの確保と質の向上を図るとともに、公的サービスとボランティアや地域の活動、地域住民の連携により、日常生活を支える地域福祉の仕組みづくりと住民が相互に支え合う社会の構築を目指します。

現 状 と 課 題

- 少子高齢化が進み、生活意識も多様化する中、住民同士のつながりが希薄になり、地域での相互扶助の機能が低下する傾向が見られます。
- すべての県民が住みなれた場所で、尊厳を持ちながら、安心して暮らしていくために、日常的な生活圈域で、必要な時に、必要なサービスや支援を受けながら生活していける仕組みを作っていく必要があります。
- このため、県民のニーズに対応した質の高い福祉サービスを確保することや、生活上の様々な相談に対応し、関係機関等との連携によって総合的な支援を行うことができる体制を整備していく必要があります。
- また、地域住民や自治会、ボランティアなどの地域活動により、お互いに見守り、声かけしながら、自然に支えあう意識を醸成していくことも必要です。
- 東日本大震災を受け、災害時要援護者の避難について、長期化、圏域を超えた避難など新たな課題が生じました。

取 組 み の 方 向

- 地域における福祉リーダーや福祉活動をコーディネートする人材の養成を行い、自治会区等住民に身近な地域を単位（小地域）とした支え合いや見守りの体制づくりを推進します。
- 安心して暮らせる地域福祉の仕組みをつくるため、各市町村が定める「地域福祉計画」に基づく住民参加による総合的な地域福祉の実践を支援します。
- 研修の充実を通して、民生児童委員一人ひとりの活動のレベルアップを図るとともに、災害時要援護者の避難支援など新たな課題に対応した民生児童委員協議会の組織的活動の一層の展開を図ります。
- 福祉サービスを提供する基盤となる福祉人材の確保や育成、福祉サービスに関する苦情解決の体制、監査等を通じた社会福祉法人等への指導、福祉活動の場の確保などを行います。

成果参考指標と目標値（暫定）

成果参考指標	平成23年度	平成27年度
小地域福祉活動組織の設置数	調整中 カ所	未定

- 小地域福祉活動とは、自治会区等住民に最も身近な単位において、住民相互のネットワークを形成し、行政やボランティア等関係組織と連携しながら、地域の要援護者に対する見守り・安否確認、簡易な生活支援、生きがいつくり等を行う活動です。

施策 Ⅱ-2-3	高齢者福祉の推進
-------------	----------

目 的

- 高齢者が生涯を通じて、住み慣れた地域で安心して暮らせるとともに、元気な高齢者が地域の担い手となって積極的に活動する仕組み・環境づくりを進めます。


現 状 と 課 題

- 人口に占める65歳以上の高齢者の割合は、29.1%（平成22年度）と全国2位で、「高齢者単身世帯」「高齢者のみの世帯」が増加しています。
- 75歳以上の高齢者の増加が見込まれることから、今後、要介護認定者や認知症高齢者のさらなる増加が予想されます。
- 高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが、切れ目なく、有機的かつ一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取り組みが求められています。
- 平成29年度末まで廃止期限が延長された介護療養病床^注については、引き続き円滑な転換が求められています。
- 高齢者の社会参加を更に推進するため、今後も高齢者自身の意識改革や活動の場づくりなどを支援していく必要があります。

取 組 み の 方 向

- 高齢者が元気で安心した生活を送ることができる地域づくりを進めるため、市町村に対して「地域包括ケアシステム」の構築に向けた支援を行います。
- 介護保険制度の安定した運営を進めるため、市町村に対して、適切な制度運営に向けた支援を行います。
- 適切な介護サービスの提供を進めるため、介護サービス事業者への支援や指導を行います。
- 認知症高齢者やその家族を支援するため、相談体制の充実や普及啓発を図るとともに、医療と介護の連携を強化し適正なサービスの提供に努めます。
- 療養病床の円滑な転換を進めるため、引き続き、相談支援に取り組みます。
- 地域活動を支える高齢者の育成を図るなど、高齢者が支える側に立って活動するよう意識改革を促し、元気な高齢者が社会参加活動の中で生きがいを醸成できるような環境づくりを図るとともに、高齢者が地域社会の担い手として活躍する「新たな共助の仕組みづくり」に努めます。

成果参考指標と目標値（暫定）

成果参考指標	平成23年度		平成27年度
① 介護を要しない高齢者の割合	84.7%		
② 認知症を理解する研修への参加者累計（認知症サポーター養成講座参加者数）	20,000人		40,000人

① 後期高齢者の増加により、介護を要する高齢者の増加が見込まれる中、介護を要しない高齢者の割合を維持することを目指します。

※介護を要しない高齢者とは、要介護1～5を除く高齢者

② 認知症高齢者やその家族を地域で見守るため、認知症を理解する研修への参加者（認知症サポーターの養成講座参加者）を増やします。

H23・・・2万人 H24・・・2万5千人 H25・・・3万人 H26・・・3万5千人 H27・・・4万人

注）療養病床とは、症状は安定しており、長期の療養が必要とされる患者のための、長期入院用ベッド。医療保険が適用される医療療養病床と、介護保険が適用される介護療養病床がある。

施策 Ⅱ-2-4	障がい者の自立支援
-------------	-----------

目 的

- 「ノーマライゼーション」注) の理念のもと、障がい者が住みたい地域で、障がいのない人と同じように、安心して、自立した生活を営むことができ、地域の住民と共に支え合う地域社会を実現します。


現 状 と 課 題

- 障がいを正しく理解し、共に支え合い生活していく環境づくりに取り組んでいくことが求められています。
- 障がい者が地域において自立した社会生活を送ることができるよう、関係機関の連携を進めるとともに、住まいの場や働く場を確保する必要があります。
- 施設で就労の訓練を受けている障がい者の就職件数は徐々に増加していますが、全体の約3%に留まっていることや特別支援学校卒業生が今後も増加すると見込まれることから、今後も就労支援を充実する必要があります。
- 障がい者が自立した生活を営むため、施設で就労の訓練等を行う障がい者の工賃の向上が求められています。
- 離島を含む中山間地域を中心に、サービス提供体制が未整備な地域があり、障がい者の特性に応じた専門的な支援技術をもつ人材の確保・育成が必要です。

取 組 み の 方 向

- 障がいや障がい者に対する正しい理解を進め、誤解や偏見から生じる差別をなくし共に支え合う地域社会づくりを進めます。
- 身近な地域で、個々の障がい者の生活課題を踏まえた適切な支援が受けられるように、研修を通じて人材の確保、養成を進めます。
- 福祉施設へ入所している障がい者が地域生活に移行できるよう、グループホームやケアホームなどの住まいの場の整備を進めます。
- 障害者就業・生活支援センター等を中心に、福祉、労働、教育等の関係機関と企業の連携を強化し、障がい者の適性に応じた企業への就労を促進するとともに、施設で就労の訓練等を行う障がい者の工賃水準の向上を進めます。
- 入院中の精神障がい者の地域生活への移行を進めるため、保健所を中心に関係機関とのネットワークを構築し、精神障がい者が地域へ移行するために必要な個別支援計画を作成し、地域生活への移行・定着を進めます。

成果参考指標と目標値（暫定）

成果参考指標	平成23年度		平成27年度
①施設から地域生活への移行者数（累計）	381人		
②入院が1年未満の精神障がい者の平均退院率	74.0%		76.0%

①施設に入所している障がい者のうち、自宅やグループホーム等で暮らし、日中は自立訓練や就労訓練を行うようになった人数です。

②急性期の入院期間をさらに短縮化し長期入院を防止するという観点から、入院が1年未満の精神障がい者の平均退院率（新規入院患者のうち、入院後1年までの各月の累計退院者の割合を平均した割合）を高めることを目標とします。

① ②いずれも平成23年度に策定する障害福祉計画の目標値を達成することを目指します。

注) 障がいのある人もない人も、共に社会、経済、文化等の幅広い分野にわたって活動することが本来のあり方であるという考え方

施策 Ⅱ－２－５	生活衛生の充実
-------------	---------

目 的

- 飲料水、医薬品等の安全性の確保、旅館業や理美容業などの生活衛生営業の衛生環境を確保するための監視・指導を強化し、県民の生活環境衛生を守ります。

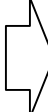
現 状 と 課 題

- 病気の治療や、健康維持に直結する医薬品等が適正に製造、販売されることが必要です。
- 高齢者は多種類の医薬品を服用する機会が多いことから、高齢者に対する医薬品の安全使用の啓発が必要です。
- 水道水質検査や水道施設の更新、衛生管理の徹底などを通して安全な水道水を供給する必要があります。
- 公衆浴場、旅館等で全国的に発生しているレジオネラ症を予防する必要があります。
- 理容、美容、クリーニング等生活衛生関係営業の衛生確保が必要です。
- 犬やねこの引取数や動物を原因とする環境侵害を減らすとともに、狂犬病の免疫率低下を防ぐことが必要です。

取 組 み の 方 向

- 医薬品等の製造、販売業者等の監視・指導や高齢者への医薬品の安全使用の啓発を実施します。
- 市町村等の水道事業者働きかけて、安全な水を供給し、県民の生命、健康を守ります。
- 営業者の自主管理を徹底し、レジオネラ症の発生を防止します。
- 営業施設の監視・指導を行います。
- 動物愛護管理推進計画に基づき、犬やねこの引取数を減少させるなど動物愛護を推進するとともに、市町村と連携して狂犬病予防注射を徹底します。

成 果 参 考 指 標 と 目 標 値 (暫 定)

成果参考指標	平成23年度		平成27年度
①生活衛生に関する健康被害発生件数	0件		0件
②薬事に関する健康被害発生件数	0件		0件

- ①水道、理美容・旅館・クリーニング・温泉等の生活衛生営業に関わる健康被害の発生をなくすことを目指します。
- ②県内の施設に起因する医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び毒劇物による健康被害をなくすことを目指します。

施策 Ⅱ－２－６	生活援護の確保
-------------	---------

目 的

- 経済的に困窮した人などが、自立し安定した生活を送れるよう、各種施策により支援します。また、戦没者や戦傷病者等への福祉の増進と中国帰国者等の自立を促進します。

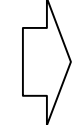
現 状 と 課 題

- 平成20年秋のリーマンショック以降の厳しい雇用情勢の下、県内の生活保護世帯数は急激に増加しており、平成22年度の新規開始件数は、年間830件を超える状況にあります。
- 生活保護受給世帯のうち要援護世帯（高齢者世帯、傷病障がい者世帯、母子世帯）以外の世帯が増加しており、今後も厳しい雇用情勢の中、稼働能力のある受給者が増加するものと考えられます。
- こうしたことから、県民の生活を保障するセーフティネットとして、個々の世帯の状況に応じ、必要な人に必要な生活保護の適用を行うほか、生活福祉資金貸付制度の利用により、世帯の自立と生活の安定が図られるよう、引き続き支援していく必要があります。
- また、戦没者の遺族と戦傷病者など旧軍人軍属等に対する福祉の増進や中国帰国者等の自立を促進していく必要があります。

取 組 み の 方 向

- 生活保護が必要な人に、必要な保護、適切な自立支援が実施されるとともに、生活保護の対象とならない場合であっても、他制度による支援等につなげていけるよう、相談・支援体制の充実を支援します。
- 住居・生活に困窮する離職者に対し、生活保護による支援だけでなく、ハローワーク等雇用部門と連携し、生活・就労等についての支援を行います。
- 低所得世帯や高齢者世帯、障がい者世帯等を対象とする生活福祉資金貸付制度について、制度の一層の周知と相談機関等との連携による円滑な貸付を行います。
- 旧軍人軍属・戦傷病者及び戦没者等並びに中国残留邦人・未帰還者等に対して、国家補償的観点から各種の援護施策を実施します。

成 果 参 考 指 標 と 目 標 値（暫定）

成果参考指標	平成23年度		平成27年度
就労により自立した世帯の割合	9.2%		10.2%

- 生活保護を受給している要援護世帯以外の世帯のうち、就労収入増により自立した世帯の割合です。

施策 Ⅱ－3－1	医療機能の確保
-------------	---------

目 的

- 医療機関相互の機能分担と連携により、県民が必要かつ良質な医療を受けられるよう医療機能を確保します。

現 状 と 課 題

- 医療提供体制の整備は、県民がそれぞれの地域で安心して生活していくための基盤となるものです。
- 県西部地域や隠岐地域などでは、従来から関係者による検討組織を設け地域の医療機能確保に取り組んでいるところですが、医療従事者の不足など医療を巡る情勢が変化中、今後とも医療提供体制の維持、確保に努めていく必要があります。
- がんは本県の死亡原因の第一位で、総合的な対策が大きな課題となっています。特に、がん医療水準の向上のため、がん医療の専門的な知識及び技能を有する医師、看護師等の育成対策を「島根県がん対策推進計画」に基づき一層充実強化していく必要があります。
- 医療現場で必要な血液製剤を安定的に供給するため、献血者を確保する必要があります。

取 組 み の 方 向

- 医師を始めとする医療従事者の確保と並行して、限られた医療資源（人材、設備等）を効率的、効果的に活用できるよう、医療施設間の機能の分担・連携を強化し、適切な医療を提供できる体制を維持、確保します。
- 二次医療圏での医療機能確保を基本としつつ、専門性の高い医療等については、実情に応じて圏域の枠組みを越えた連携を図っていきます。また、特に救急医療や災害医療については、ドクターヘリの運航やITを活用した医療情報ネットワーク整備などにより、必要に応じ県境を超えた広域にわたる医療機関連携を支援します。
- がんの専門的な診療を担う医療スタッフの研修派遣を支援するなど、がん医療水準の向上を図るほか、がん登録・緩和ケアの推進、がん患者・家族を支える取り組み等を総合的に推進します。
- マスコミ、県や市町村の広報を活用するほか、成人式等のイベントを利用して献血を呼びかけます。

成果参考指標と目標値（暫定）

成果参考指標	平成23年度		平成27年度
①救急病院数	23病院		現行水準を維持
②地域医療拠点病院数	21病院		現行水準を維持
③医療情報ネットワーク接続病院数	—		全病院の8割
④院内がん登録実施病院数	9病院		12病院

- ① 救急医療を担当する病院数です。厳しい医療環境の中で、現在の救急病院数で確保されている救急医療体制を維持することを目指します。
- ② 無医地区に対する巡回診療や地域の診療所への代診医の派遣など地域医療支援を行う地域医療拠点病院数です。現在の拠点病院数で確保されている地域医療の水準を維持することを目指します。
- ③ 医療情報ネットワークに接続する病院数です。医療機関連携を促進するため全病院の8割の接続を目指します。
- ④ 標準登録項目による院内がん登録を実施し、県内集計に参加している病院数です。より多くの院内がん登録の結果を全県で集計・分析し、がん対策を推進するために、実施病院の増を目指します。

施策 Ⅱ－3－2	県立病院における良質な医療提供
-------------	-----------------

目 的

- 県内全域を対象とする県の基幹的病院として実施すべき救急医療や高度・特殊・専門医療、地域医療支援機能等を充実して、県民に安全安心で良質な医療を提供します。

現 状 と 課 題

- 県内全域をエリアとする県立病院として、救急医療や高度・特殊医療を担い、急性期段階で短期集中医療を提供する「中央病院」と、精神医療を専門とする「こころの医療センター」を運営しています。
- 医療の高度化や医療ニーズが多様化する中、救急医療や高度・特殊・専門医療、児童思春期医療などの専門医療を適正に提供するために、医療従事者の確保や診療体制を充実していく必要があります。
- 医師・看護師不足が深刻化する中、県立病院として良質な医療の提供に必要な医師、看護師等の医療従事者の確保が大きな課題となっているほか、地域医療への支援並びに地域医療機関との適切な役割分担による連携の強化が一層求められています。

取 組 み の 方 向

- 中央病院では、急性期病院としての機能特化を進め、救命救急機能の維持・充実、周産期・新生児医療の体制・機能の強化及びがん治療・緩和ケア機能の充実・強化等に取り組めます。
- こころの医療センターでは、児童思春期医療や早期退院支援の充実等による精神医療の充実に取り組めます。
- 関係機関と連携しながら医療機能の充実に必要な医療従事者の確保・育成に取り組めます。
- 地域医療への支援として、研修の充実や代診医の派遣要請に必要な対応が図れるよう取り組めます。

成果参考指標と目標値（暫定）

成果参考指標	平成23年度	→	平成27年度
①平均在院日数（中央病院）	15.5日（見込み）	→	16.0日未満（注）
②退院率（3ヶ月以内）（こころの医療センター）	74.0%（見込み）		70%以上（注）

①県立中央病院は、急性期病院としての役割を果たしており、引き続き必要かつ十分な医療を提供することで、平均在院日数の現行水準維持を目指します。

②こころの医療センターは、精神専門の医療機関として患者さんに適切な医療を提供し、できるだけ早く地域社会へ復帰させることを目標としているため、3ヶ月以内の退院を目指します。

（注）島根県病院事業中期計画2011に掲げている平成26年度の目標数値を継続するものとして設定しました。

施策 Ⅱ－3－3	医療従事者の養成・確保
-------------	-------------

目 的

- 適切な医療を提供するためには、医師、看護職員をはじめとした医療従事者の確保が最も重要であり、優れた医療従事者の養成・確保に努めます。

現 状 と 課 題

- 医師については、離島や中山間地域においては無医地区があるだけでなく、国立大学の法人化や医師の初期臨床研修の必修化などの影響を受け、圏域の医療を支えている地域医療拠点病院などの中核的な病院においてさえ、医師不足が顕在化しています。特に、産科、外科、麻酔科などの専門診療科の医師不足が深刻となっており、地域の医療を継続的、安定的に確保することが困難となっています。
- 県の女性医師の割合は平成20年で18%ですが、新たに医師となる人材のうち約3割が女性であるため、今後女性医師の割合が増加していくことが予想されています。そのため、職場内に保育所を設置するなど、看護職員も含め、女性の医療従事者が働きやすい就業環境の整備が重要となっています。
- 看護職員については、診療報酬改定に伴う看護職員配置基準の見直し、休業・休暇制度等の勤務環境改善に対応するための体制整備などの需要の高まりにより、供給は増加しているものの、それを上回る需要があり、その対策が重要となっています。

取 組 み の 方 向

- 医師については、無料職業紹介所（通称「赤ひげバンク」）を活用した「現役の医師の確保」、奨学金制度などを中心とした「将来の医師の養成」、「地域で勤務する医師の支援」対策の三つの柱で取組みを行います。とりわけ、奨学金貸与医師や地域枠入学医師が、確実に県内に定着するような対策を進めます。
- また、女性医師の支援のため、代診医制度を活用した子育て支援や再就業支援などの取組みも行います。
- 看護職員については、県内養成機関を卒業した看護職員の県内就業率が近年上昇していますが、引き続き、県内高校生の県内養成機関への進学を促進するとともに、看護学生修学資金などにより県内就業を促進します。また、就業後の定着に向けて、職場環境の改善などにより離職防止を図るとともに、就業支援講習会の開催などにより再就業を支援します。さらに、県外へ向けても、これらの取り組みを積極的に情報発信していきます。
- 医師をはじめとした医療従事者不足は全国的な課題であり、国に対して抜本的な対策を要望していきます。

成果参考指標と目標値（暫定）

成果参考指標	平成23年度	➡	平成27年度
①しまね地域医療支援センターへの医師登録者数	17人 (見込み)		80人
②県内養成機関を卒業した看護職員の県内就業率	68.1% (H22実績)		70%

※①H23実績はH24.3月末で確定

※②H23実績はH24.5月頃とりまとめ

- ① しまね地域医療支援センターでは、島根大学医学部地域枠入学者や県の奨学金貸与者など地域医療を志す医師に登録をしてもらい、県内に軸足を置きながら専門医等の資格取得ができるように支援を行います。同センターで支援する医師数を毎年16人増やします。
- ② 県内の養成機関を卒業した看護職員が県内で就業した割合です。県内就業率を上げることを目指します。

施策 Ⅱ－４－１	子育て環境の充実
-------------	----------

目 的

- 子育て支援サービスの充実や仕事と家庭の両立ができる環境の整備などを行い、子どもを安心して生み育てることができるようにします。

現 状 と 課 題

- 核家族化や地域の連帯感の希薄化が進む中で、子育ての負担感、不安感が増しており、子育てを地域全体で応援する環境づくりや子育て家庭への支援サービスの充実が必要です。
- 本県では全国に比べて共働きの割合は高い一方で、仕事と家庭の両立支援の取組みはまだまだ十分とは言えません。男女とも育児休業が取得しやすく、子育てに対応した柔軟な働き方ができるなど、仕事も家庭も大事にしながらか働き続けることができる環境が求められています。
- 市部を中心に保育所待機児童が解消されない状況が続いています。また、延長保育や一時保育など、働き方の多様化に対応した保育サービスの充実が必要です。
- 未婚・晩婚化が年々進んでおり、また理想の子ども数より実際の子ども数が少ないなど、結婚して子どもを生み育てたいと願う人の希望が実現していない状況にあります。

取 組 み の 方 向

- 子育てを社会全体で応援する地域づくりに向けた啓発を進めるとともに、行政と、企業・NPO等の民間団体が連携して、子育て・子育てをみんなで支える地域づくりを進めます。
- 事業主に対する啓発や職場の意識改革を進めるとともに、従業員の子育て支援に取り組もうとする企業を支援するなど、働きながら安心して子育てができる職場環境づくりを進めます。
- 子どもの健全な心身の発達が図れるよう、長期的な保育ニーズの見込みに留意しつつ、待機児童の解消や保育サービスの充実などに向けた市町村の取組みを支援するとともに、保育所、子育て支援センター、放課後児童クラブなどの適正な運営の確保に努めます。
- 結婚して子どもを生み育てたいと願う人を応援する地域づくりを進めます。

成果参考指標と目標値（暫定）

成果参考指標	平成23年度	➔	平成27年度
① こっころ事業の協賛店舗数	2,150 店舗		2,500 店舗
② 従業員の子育て支援に積極的に取り組む企業数	180 社		250 社
③ 保育所入所児童数	22,440 人 (年度末見込み)		23,500 人

- ① しまね子育て応援パスポート（こっころ）事業で、店頭でパスポートを提示するとサービス提供を行なうこっころ協賛店の登録数です。パスポートを取得する子育て世帯を地域みんなで支える気運を高めるため、市町村・商工会とも連携し、登録店舗数が増えることを目指します。
- ② しまね子育て応援企業認定制度（こっころカンパニー）の認定企業数です。労働局・市町村・商工会等とも連携して、入札加点のメリットのある建設業以外の業種の企業にも積極的に働きかけ、認定企業250社以上の認定を目指します。
- ③ 保育所の入所児童数です。年々増加している保育需要に対応し、保育所入所児童数が増加することを目指します。

施策 Ⅱ－４－２	子育て福祉の充実
-------------	----------

目 的

- 虐待を受けているなど保護が必要な子どもやその家庭への相談・支援体制を充実し、子どもたちの権利を守り、社会への自立に向けた支援を進めるとともに、母子家庭等の生活・経済面での自立支援を進めます。

現 状 と 課 題

- 県内の児童虐待の相談件数は、ここ数年減少傾向にありますが、児童虐待防止法が施行になった平成12年当時と比べると倍増しており、依然として高止まりの状態にあるといえます。
- 児童虐待の早期発見・早期対応の充実を図るための対策が進められており、児童相談所及び市町村における相談支援機能の充実と連携の強化が求められています。
- 里親への委託や児童福祉施設へ入所する子どもの中には、被虐待児や発達障がい児など手厚い支援を要する子どもが増加しています。より家庭的な環境の中での養育や専門的ケア、きめ細やかな援助による家庭復帰や自立に向けた支援の充実が必要となっています。
- 本県の離婚件数は、近年増加傾向が続いており、引き続き、就業、住居、養育など様々な面で困難を抱える母子家庭等の自立を支援することが課題となっています。
- 母子家庭等に対しては、子育てと生活支援、就業支援、養育費の確保、経済的支援などを含む総合的な対策を国や市町村と連携して展開する必要があります。

取 組 み の 方 向

- 児童虐待など複雑・困難なケースに適切に対応できるよう、児童相談所の専門的機能の充実・強化を図るとともに、身近な相談窓口となる市町村の相談支援機能が充実するよう支援します。
- 社会的養護が必要な児童を、可能な限り家庭的な環境において安定した人間関係の下で育てることができるよう、施設の小規模化や里親委託などを推進します。
- 母子家庭等の自立を進めるため、就業支援、生活支援、母子相談等のサービスを一体的に提供できるよう市町村に対し働きかけるとともに、関係者、関係機関との連携強化を図り、個々のニーズに応じた自立を支援します。

成 果 参 考 指 標 と 目 標 値 (暫 定)

成果参考指標	平成23年度	➡	平成27年度
①里親登録数	75 世帯 (H22 実績)		90 世帯
②就業支援により就職に結びついた母子世帯等の割合(年間)	78.6%		80.0%

- ① 里親登録をしている世帯数です。社会的養護の必要な児童を可能な限り家庭的な環境で養育するため、里親登録数の拡大を目指します。
- ② 県、市町村の就業支援制度を利用して、相談から就職に結びついた母子世帯等の割合です。厳しい雇用情勢の中、現状維持を目指します。

施策 Ⅱ－４－３	母子保健の推進
-------------	---------

目 的

- 全ての親と子が健やかに暮らせるよう、妊娠、出産期や小児・思春期を通じた親と子の心と体の健康の保持増進を目指します。

現 状 と 課 題

- 母子保健は生まれてくる子どもの生涯を通じた健康の出発点であり、次の世代を健やかに育てるための大切な基盤です。家庭と地域が一体となって親と子の健康と安全の確保に取り組んでいく必要があります。
- 本県の周産期死亡率や乳児死亡率及び幼児死亡率は減少傾向にあります。しかし、低出生体重児の出生割合は増加傾向にあり、喫煙対策及び働く妊婦支援等、妊婦をとりまく環境づくりが重要です。また、産後うつなど母親の心の健康支援も課題であり、関係機関が連携した妊産婦の支援策の充実が必要です。
- 産科・小児科医師の減少及び地域偏在が解消されない状況において、安全・安心なお産ができる環境の維持を図るため、周産期医療機関の効果的な機能分担とネットワークの強化及び助産師の活用による医師との職種間連携が必要です。
- 少子化、核家族化などにより家庭の子育て機能の低下が指摘される一方、子どもの生活環境も大きく変化しており、親の育児不安、児童虐待の増加、発達障がいなど特別な支援が必要な子どもの増加、遅寝・朝食欠食など生活習慣の乱れなどが問題となっています。
- また、心身のアンバランスが発生しやすい思春期にある子どもたちに、心の健康や性と生の教育の実施など思春期保健対策を進めていくことが必要です。

取 組 み の 方 向

- 低出生体重児の要因とされている妊娠中の喫煙、偏った食生活、極端な体重増加制限などの改善に向け、思春期からの取り組みを推進します。
- 県内どこに住んでいても安全で安心なお産ができるよう周産期医療ネットワークの充実及び医師と助産師の協働による助産師外来等の開設を推進します。
- 関係機関が連携して、妊娠期や産後早期から母親の心の健康支援や母乳育児の支援など安心して子育てができる環境づくりをすすめます。
- 長期療養を必要とする子どもの在宅療養支援や発達障がい児の早期支援など特に支援の必要な子どもや家庭への対応を推進します。
- 食育を推進し、小児期からの生活習慣病予防の環境づくりをすすめます。

成果参考指標と目標値（暫定）

成果参考指標	平成23年度	➡	平成27年度
①低出生体重児の出生割合	10.7% (平成22年)		10.7%以下
②出生後4か月児の母乳育児の割合	63.7% (平成22年度)		68.5% (平成26年度)

- ① 低出生体重児とは出生体重が2,500g未満の出生児です。
平成20年度から低出生体重児予防のため超早産予防対策を実施している岩手県の平成22年の数値を参考に本県の目標を設定。
- ② 母乳育児は栄養面のみならず、母子の愛着形成等精神面にも良い影響を及ぼすことから、妊娠中からの啓発や出産直後の支援など関係者が連携して支援を充実します。
目標数値は過去5年間の伸び率を参考に設定。

施策 Ⅱ－5－1	道路網の整備と維持管理
-------------	-------------

目 的

- 効率的・計画的に道路の整備や維持管理を行い、県民が通勤、買い物、医療、福祉等の日常生活や産業活動を円滑に行えるようにします。

現 状 と 課 題

- 県内の国・県道の2車線改良率は64%で全国から20年遅れの整備水準です。人々の日常の行動圏域が拡大するなか、通勤、通学、買い物、医療、福祉などの日常的な活動を支える道路や緊急車両が迅速に往来できる道路、災害時に住民が安全に避難できる道路の整備を着実に進める必要があります。
- 特に地震災害時において、避難や救急活動および物資の輸送を確保するための緊急輸送道路や県内各地とインターチェンジを連絡する道路、広域市町村圏中心都市へ連絡する道路については、重点的、計画的に整備を進める必要があります。
- 現在、県が管理する国道、県道の総延長は約3,090 km、橋梁は約2,600橋あり、交通荷重の増大や経年劣化により舗装や橋梁の老朽化が進行しています。安全を確保するためには、計画的で、適正な管理が必要であります。

取 組 み の 方 向

- 県内の一般国道や幹線になる県道等については、重点的に整備します。
- 幹線につながる生活に密着した県道については、優先整備区間を設定し、地域実情に応じて1.5車線的改良を導入するなど、創意工夫とコスト縮減を図りながら効率的に整備します。
- 島根県道づくり調整会議等を活用して、国県道、市町村道、農林道、漁港臨港道路等の計画、事業実施及び利用に関する緊密な連携を図り、計画的、効率的、かつ総合的な道路網の整備を進めます。
- 都市の骨格道路、まちづくりと連携した道路の整備を優先し、効率的、効果的な事業展開を図ります。
- 橋梁については最適な対策を選択することにより、長寿命化と総コストの縮減を図ります。
- 県管理道路の路面状況を適正に保ち、安全で快適な走行を確保します。

成果参考指標と目標値（暫定）

成果参考指標	平成23年度	平成27年度
① 広域市町村圏中心地への30分アクセス圏域（人口比）	80.9%	81.4%
② 道路改良率	64%（見込み）	66%
③ 緊急輸送道路の改良率	78%（見込み）	80%
④ 良好な路面状態の確保率	92%	92%

- ① 広域市町村圏中心地へ30分以内に行ける地域の人口の割合です。平成27年度末までに完成予定の区間を考慮して目標値を設定しました。
- ② 国県道のうち改良済み（車道幅員5.5m以上）延長の総道路延長に対する割合です。平成27年度末までに完成予定の区間を考慮した改良済み延長から目標値を設定しました。
- ③ 県管理の緊急輸送道路（第1次～第3次）の改良済み（車道幅員5.5m以上）延長の割合です。平成27年度末までに完成予定の区間を考慮した改良済み延長から目標値を設定しました。
- ④ 安全な走行を確保できるMCI3.5以上の道路延長の総道路延長に対する割合です。MCIは道路舗装面のひび割れ、わだち掘れ等の状況を表す数値で、3.5を下回ると安全で快適な走行を阻害することになります。3.5以上を満足する道路延長の割合を現行水準程度で維持することを目指します。

施策 Ⅱ－５－２	地域生活交通の確保
-------------	-----------

目 的

- 県民が通学、通院、買い物等の日常生活を円滑に送ることができるよう、鉄道、バス、離島航路等の公共交通機関の運行を維持するとともに、地域が担う多様な輸送サービスの普及により、地域生活交通を確保します。

現 状 と 課 題

- 鉄道、バス、離島航路等の公共交通機関の利用者は年々減少し、交通事業者の経営状況の悪化と、路線の縮小や減便が続いています。このため、通学、通院、買い物等の日常生活に必要な地域生活交通を確保するため、鉄道・バス路線、離島航路の維持に対する支援が必要です。
- 特に、隠岐諸島については、本土との旅客及び貨物輸送の円滑化、就航率の向上に加え、大規模災害時に避難・救助活動、物資輸送の拠点としての役割を果たすことができるよう、港湾施設の整備が求められています。また、高速船の更新への対応や本土の鉄道等の運賃と比べて割高な航路運賃の引下げが求められています。
- 公共交通がない一部の地域では、自治会等による住民の移送サービスの実施や検討が始まっており、今後、このような地域住民主体の取組みがますます重要となります。

取 組 み の 方 向

- 交通事業者が効率的運行を図るための支援を行うことにより、生活路線を維持・確保します。バスについては、複数市町村にまたがる広域的な路線や、通学に利用されている路線を重点的に支援します。一畑電車については、安全性確保やサービス向上に対する設備投資を支援します。離島航路は、次期超高速船のジェットフォイル導入のため地元町村への財政支援を行います。
- 沿線住民の利用促進に一層取り組むことに加え、観光客やビジネス客等外部からの利用を拡大します。
- 交通事業者間の連携による接続の改善や利用者の意見を反映した使いやすいダイヤ編成への働きかけ、離島航路運賃の引下げに向けた国への働きかけ等の取組みにより、利便性を高めます。
- 離島航路に必要な港湾について、岸壁や旅客施設、物揚場等の整備を行います。
- 公共交通がない地域においては、市町村や自治会等による住民移送サービス等の取組みを支援することで、地域の移動手段を確保します。

成 果 参 考 指 標 と 目 標 値 (暫 定)

成果参考指標	平成23年度	平成27年度
①生活バスの年間利用者数	3 1 7 万人 (H22 実績値)	3 1 7 万人
②一畑電車の年間利用者数	1 4 0 万人 (見込み)	1 4 0 万人
③隠岐航路の年間利用者数	4 4 0 万人 (H22 実績値)	4 4 0 万人
④離島航路の岸壁整備率	6 5 % (見込み)	1 0 0 %

- ①②③ 生活バスは、県が運行費を補助しているバス路線です。現状の利用者数を維持することを目指して、それぞれの目標値を設定しました。
- ④ 整備中の離島航路寄港地（七類港・西郷港・別府港）の計画延長に対する実施済み延長の割合です。今後の整備見通しを基に目標値を設定しました。

施策 Ⅱ－5－3	地域情報化の推進
-------------	----------

目 的

- 県内ほぼ全域において整った超高速インターネット環境等の利活用を進めることによって、県民生活や産業活動における利便性の向上や、過疎化・高齢化が進んだ地域の医療、福祉、買い物等日常生活を支える機能の維持・確保を図ります。

現 状 と 課 題

- 光ファイバ等による超高速通信環境は、西ノ島町等の計画中の地域を含め県内の94.1%の世帯をカバーし、全国と比較しても、ほぼ遜色ないレベルまで整備が進んできました。
- 一方、インターネット利用率は、全国平均の78.2%を下回る72.5%、とりわけ超高速通信サービスの利用率は24.8%（全国平均39.0%）に留まっており、情報通信基盤の整備の進捗状況に比べて、利活用の向上への取組が立ち遅れている状況です。
- 平成23年7月に地上デジタル放送へ完全移行しましたが、大きな混乱は生じませんでした。また、携帯電話の世帯カバー率は99.4%に達しています。これらを活用したサービスの提供も期待されています。

取 組 み の 方 向

- 医療分野においては、医療機関連携を強化し、効果的かつ効率的な医療提供を図るため、全県医療ネットワークの整備を進めます。
- 福祉・生活分野においては、市町村によるテレビ電話等を用いた高齢者の見守りや買い物支援に関する取組の拡大を図ります。
- 行政手続、行政情報分野においては、手続の簡素化やインセンティブ付与等を通じて、行政手続の電子化を推進します。また、携帯電話、テレビのデジタル放送、ツイッター等ソーシャルメディアの利用等、行政情報の電子的提供の拡大を図ります。
- 教育分野においては、各学校に共通の校務システムの導入を検討する市町村を支援するなど校務の情報化を推進するとともに、授業におけるICT（情報通信技術）の活用を図ります。
- 産業分野においては、特に中小企業に対するICTの利活用に関するコンサルタント機能の充実を図ります。
- 公民館等の住民に身近な場所で、県民のICT利活用能力の向上を図るほか、情報セキュリティや情報モラルの普及に努めます。

成果参考指標と目標値（暫定）

成果参考指標	平成23年度	⇒	平成27年度
超高速通信サービス利用率	24.8% (H22 実績値)		50%

- 総世帯数のうち、FTTH（光ファイバ）アクセスサービスの契約世帯数の占める割合です。これまでの実績を基に、年5%程度増加することを目指して目標値を設定しました。

施策 Ⅱ－5－4	都市・農山漁村空間の保全・整備
-------------	-----------------

目 的

- 適切な土地利用や計画的な市街地の整備を行うとともに、美しい自然や伝統文化など豊かな地域資源を活かした特色ある農山漁村空間づくりを進めます。

現 状 と 課 題

- 中心市街地の空洞化やに対し、適切な規制や計画的な土地利用のもと、多くの人が安心して暮らせるコンパクトな都市構造を実現するとともに、街路・公園の整備、電線類の地中化などを推進する必要があります。
- 市街地における街路は、高度成長期に計画され、時代に適合しなくなった都市計画道路が数多く存在することから、都市計画の見直しが必要となっています。
- 農山漁村では、過疎化・高齢化により農林地をはじめとする資源管理体制が弱体化するとともに、存続が危ぶまれる集落が生じています。
- 国民の価値観が多様化する中で、森林を癒しの空間として考える森林セラピーや二地域居住など新たなニーズもあります。
- 中山間地域では、クマやサル、イノシシなどの野生動物が出没し、農作物だけではなく、人へ被害を加えるなど地域住民の生活を脅かしています。

取 組 み の 方 向

- コンパクトな都市構造を実現するため、土地利用規制の適切な運用を図るとともに、社会環境の変化を踏まえた長期未着手の都市計画道路の見直しを行い、選択と集中による計画的な市街地整備により、地域の魅力を活かした暮らしやすいまちづくりを促進します。
- 市街地における良好な町並みの景観を形成するとともに、災害時の緊急物資輸送と救助活動のための道路空間を確保するため、電線類の地中化などを推進します。
- 生活空間としての農山漁村の質の向上を進めるとともに、美しい景観や癒しの空間など農山漁村が持つ多面的機能を維持・保全します。
- 都市と農山漁村の交流を推進するために、情報発信力の強化を図るとともに、交流・体験施設等の整備を進めます。
- 農山漁村滞在や二地域居住など都市住民のニーズに応える体制を整備するとともに、必要な施設の整備を進めます。
- 有害鳥獣による被害を防止するため、組織的・広域的な体制の構築と被害防止施設等の整備を推進するとともに有害鳥獣対策への県民理解を促進します。

成果参考指標と目標値（暫定）

成果参考指標	平成23年度	→	平成27年度
①鳥獣対策集落協議会設置数	17組織	→	30組織
②長期未着手都市計画道路の見直し区域	7区域		18区域
③電線類地中化等整備率	84%		91%

- ① 有害鳥獣被害対策のために設置される集落協議会の数です。各地域において、被害を及ぼす鳥獣の生息状況や、その被害状況から目標値を設定しました。
- ② 長期未着手都市計画道路を見直した都市計画区域数を指標とし、平成 27 年度までに県下 18 都市計画区域全の見直しを終えるよう目標値を設定しました。
※長期未着手道路とは、計画後 30 年以上未着手の都市計画道路です。
- ③ 電線類地中化等について、電線管理者が合意している整備延長に対する整備済み総延長の比率です。これまでの整備実績と、今後の整備予定を考慮して目標値を設定しました。

施策 Ⅱ－５－５	居住環境づくり
-------------	---------

目 的

- 下水道等の汚水処理施設の整備や良質な住宅の整備促進、環境の緑化など居住環境を整備し、県民が快適な生活を送れるようにします。

現 状 と 課 題

- 汚水処理施設の整備は、快適な居住環境に不可欠ですが、本県の平成 22 年度末の汚水処理人口普及率は 72%と全国の 87%と比べ差があり、県内でも東部地区に比べ、西部地区、隠岐地区で遅れています。
- 低額所得者、高齢者、障がい者、子育て世帯等に対する賃貸住宅の供給を促進する必要があります。
- 高齢者、障がい者等が、快適な住生活を営むことができるよう、住宅のバリアフリー化の促進が必要です。
- 安全で安心な飲用水を安定的に供給するために、既存施設の耐震化や改修が必要です。

取 組 みの 方 向

- 公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水等の汚水処理施設整備を市町村と連携しながら計画的、効率的に進めます。
- 公的賃貸住宅等の供給を通して、住宅セーフティネットの構築に取り組みます。
- 住宅のバリアフリー化の促進に取り組みます。
- 安全、安心な水道水を安定して供給するため、既存施設の耐震化や改修を進めます。

成 果 参 考 指 標 と 目 標 値 (暫 定)

成果参考指標	平成23年度	平成27年度
①汚水処理人口普及率（全県）	72%	77%
	東部地区	87%
	西部地区	40%
	隠岐地区	55%
②高齢者の居住するバリアフリー化された住宅の戸数	13,800戸 (見込み)	17,000戸

- ① 汚水処理施設による処理区域内人口の合計値が総人口に占める割合です。目標値は平成 30 年までの計画を定めた「島根県生活排水処理ビジョン（第 4 次構想）」の目標普及率「概ね 8 割」から設定しました。
- ② 高齢者（65 歳以上の者）の居住する住宅のうち、2ヶ所以上の手すりの設置・屋内段差の解消・車いすで通行可能な廊下幅の全てを満たす住宅の戸数です。平成 32 年度までの計画を定めた「島根県住生活基本計画」から目標値を設定しました。

施策 Ⅱ－５－６	地域コミュニティの維持・再生
-------------	----------------

目 的

- 行政や地域住民に加えて、NPO や関係団体等の地域内外からの多様な主体の参画により、地域コミュニティの維持・再生に努めます。

現 状 と 課 題

- 県内の中山間地域では、人口減少や高齢化が進み、地域の担い手が不足が深刻化し、冠婚葬祭等の日常生活における相互扶助や、農地の維持管理等の共同活動を個々の集落で維持することが難しくなっています。
- 今後こうした地域で、県民が安心して生活していくためには、集落を越えた公民館等の範囲で地域コミュニティの維持・再生に取り組むことが必要です。
- 地域コミュニティの活動には、地域住民だけでなく、NPO や関係団体等の地域内外からの多様な主体が参画することが重要です。
- 都市住民と中山間地域の意義や価値観を共有しながら交流することにより、地域の再生に取り組むなど、総合的に施策を展開していく必要があります。

取 組 み の 方 向

- 中山間地域を中心として、集落を越えた公民館等の範囲で多様な主体が参画し、日常生活における相互扶助や共同活動、高齢者の買い物支援等を行う地域コミュニティの維持・再生に向けた取組みを支援します。
- 中山間地域等において、農業生産の維持を図りながら、農業・農村が有する多面的機能（水源かん養、洪水防止等）を確保する取組みを通じて、集落や集落間の連携等による農業生産活動等を支える仕組みづくりを支援します。
- 農業生産や農地の維持のみならず生活維持等の機能を有する地域貢献型の集落営農組織の新規設立や、担い手不在集落等へのサポート活動、集落内外からの人材育成・確保活動等の集落営農組織の機能強化を促進します。
- 不足する地域運営の担い手を確保するため、地域での人材育成や、地域おこし協力隊（地方自治体が受け入れ、地域協力活動に従事する都市住民）等の地域外からの人材誘致を支援します。
- 都市住民との交流のため、農山漁村民泊や農林業体験等を推進します。
- 農地・水・環境の保全・向上に向けた取組みを通じて、都市住民等の協力を得ながら地域を支える仕組みづくりを促進します。

成果参考指標と目標値（暫定）

成果参考指標	平成23年度	➡	平成27年度
①地域コミュニティの再生に取り組む住民自治組織数	133組織 (見込み)		
②地域貢献型集落営農組織数	188組織 (見込み)		268組織

- ① 公民館等の範囲で地域課題の解決に取り組み、地域コミュニティの維持・再生を目指す住民自治組織数です。毎年1市町村1組織増加するペースとし、最終的に県内ほぼ全ての中山間地域で取り組みが行われることを目指して目標値を設定しました。
- ② 地域貢献型集落営農組織とは農業のみならず農村社会維持を目的とした農業外の分野にも取り組む集落営農組織です。これまでの実績や今後の見通しを基に、年間20組織程度増加することを目指して目標値を設定しました。

基本目標Ⅲ

心豊かななしまね
(施策16本)

施策 Ⅲ－１－１	学校・家庭・地域の連携協力による教育の充実
-------------	-----------------------

目 的

- 基本的な生活習慣や社会性を身に付けた、感性豊かなたくましい子どもに成長するよう、学校・家庭・地域が連携協力し、一体となった取組みを進めます。

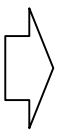
現 状 と 課 題

- 学校は、学校へ期待される事柄や業務量の増加により子どもや親と丹念に向き合う十分な時間ができにくい状況です。
- 家庭においては、少子化、核家族化、価値観の多様化、ライフスタイルの変化などから、生活習慣の乱れや規範意識の未熟さが指摘されるなど、教育力の低下が懸念されています。
- 地域は、かつては濃密な人間関係を背景として日常生活の中で地域の子どもの育む力を有していましたが、今やその力が低下しつつあります。
- 学校・家庭・地域が、それぞれの役割と責任を十分自覚しながら連携・協力関係を再構築し、社会総がかりで教育力を充実していく必要があります。

取 組 み の 方 向

- ふるさとへの愛着と誇りを持ち、生きる力を養い、心豊かでたくましい子どもを育むため、自然、歴史、文化、伝統行事、産業など地域の「ひと・もの・こと」から学ぶ「ふるさと教育」を全ての公立小中学校で推進します。
- 地域の大人たちの力を結集して、学校教育を支援する取組みを公民館活動と連携しながら推進します。
- 放課後や休日の子どもの居場所づくりを推進し、地域の大人が子どもの教育に積極的に関わる気運を高めるとともに家庭と地域との接点づくりを進めます。
- 社会総がかりで教育力を充実するため、公民館活動に光をあてながら、地域課題の解決に向けて住民自ら主体的に学習や実践活動に取り組む「地域力」の醸成を進めます。
- 学校と家庭、地域との連携を密にしながら、食育の推進や、「早起き、バランスのとれた朝食摂取、適度な運動、十分な睡眠」という健康的な生活リズムの確立に取り組めます。

成果参考指標と目標値（暫定）

成果参考指標	平成23年度		平成27年度
① ふるさと教育を35時間以上実施している小中学校の割合	100%		
② 朝食を毎日とる児童の割合	小学生 97.4% ※平成22年度		小学生 100%

- ① 地域と連携した取組み状況を示す指標です。地域の大人たちが学校教育を支援する取組みである「ふるさと教育」が、県内全ての公立小中学校において年間35時間以上実施されることを目指します。
- ② 家庭と連携した取組状況を示す指標です。全ての子どもが、まず「朝食を毎日とる」ことで、健康的な生活リズムの確立を目指します。

施策 Ⅲ－１－２	発達段階に応じた教育の振興
-------------	---------------

目 的

- 幼保小中高が連携を図りながら、発達段階に応じたきめ細かな教育を推進することにより、児童生徒が、心身の健康と確かな学力を身につけ、社会の一員として自立して生きていけるよう育みます。

現 状 と 課 題

- 子どもが将来にわたり、主体的な生き方を実現していくためには、学校教育において確かな学力を身に付けることが大切であり、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うことが必要です。
- 子どもの規範意識や善悪を判断する力、忍耐力や生命を大切に作る心、社会性や他人を思いやる心などが十分に育まれていないと懸念されています。
- 生活の利便性の向上や外遊び・スポーツの機会の減少などから、子どもたちの体力・運動能力には低下傾向が見られます。
- 若者の職業観・勤労観の希薄化や早期離職率の高さ、ニートやフリーターと呼ばれる若者の増加などが社会問題となっています。
- 小中学校において、不登校を理由に30日以上欠席した児童生徒の割合は、全国的に見ても高い状況にあり、安心して過ごせる居場所づくりやスクールカウンセラーによる教育相談体制の充実などを一層進めていく必要があります。
- 特別支援教育の対象となる児童生徒数の増加、特に知的障がい及び自閉症・情緒障がい特別支援学級に在籍する児童生徒数が著しく増加しており、全ての学校等において、発達障がいを含めた障がいの多様化への対応、教育環境の整備、必要な支援の在り方及び校内支援体制の整備等への対応が継続した課題となっています。
- 良好な教育環境を提供していくためには、老朽化した県立学校の校舎等の改修や耐震化に加え、情報化やバリアフリー化等に対応した施設整備を進めていく必要があります。

取 組 み の 方 向

- 少人数指導や習熟度別指導等により、一人ひとりの学習上の課題の克服に努めるとともに、家庭での学習習慣の確立や教員の授業力の向上、幼保小中高が連携した学習指導の推進を通して、学力の向上に努めます。
- 子どもの感性や人間性を育むため、県内のすべての小中学校で、学校図書館を有効に活用した読書活動や挨拶、コミュニケーション力、思いやりの心など「ふるまい向上」の視点を取り入れた多様な体験活動の充実を図った「心の教育」を推進します。
- 教科体育の充実、運動部活動の活性化、体力向上プログラムの実践など学校教育全体を通じた体力づくりを推進し、体力・運動能力の向上に努めます。
- 子どもの発達段階に応じて、職業、勤労に関する意識や県内産業、企業への理解を高めます。特に、高等学校においては3年間を通じた体系的なキャリア教育を推進するとともに、普通高校においては、県内企業に対する理解促進を、専門高校においては、県内企業が求める人材育成を進めます。

- 子ども一人ひとりの心身の状況を把握し、きめ細やかな対応が可能となるよう、指導体制や相談体制の充実に努めるとともに、子どもの居場所づくりを進めます。
- 障がいのある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、特別支援学校と小・中・高等学校との連携はもとより、医療・福祉・労働などの関係機関や市町村とも十分な連携協力を図りながら、一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、きめ細かな教育を行います。

成果参考指標と目標値（暫定）

成果参考指標	平成23年度		平成27年度
①中学校3年生で数学の勉強は好きだとする生徒の割合	55.4% (国調査中止のため県調査を利用)	➡	60.0% (県調査の結果を想定)
②平日に家や図書館で全く読書をしない児童生徒の割合	小学校 17.9%※22年度 中学校 30.8%※22年度		小学校 10% 中学校 25%
③子どもの体力値	95.5		97.5
④不登校児童生徒の割合	1.30%		1.10%

- ① 確かな学力を身につけるためには、教科を好きになることが重要です。島根県学力調査における「中学校3年生で数学の勉強は好きだとする生徒の割合」を指標としました。
- ② 読書は、直接体験できない自然や崇高なものにふれることができ、豊かな心や感性を育みます。「平日に家や図書館で全く読書をしない児童生徒の割合」を指標としました。すべての子どもが読書の習慣を身につけることを目指します。
- ③ 子どもの体力の向上を目指します。本県における体力値のピークであった昭和61年度の中学2年生と現在の中学2年生を比較した値（昭和61年度を100として比較）です。ここ数年間の傾向を考慮し、4年間で2ポイントの向上を目指します。
- ④ 不登校児童生徒の減少を目指します。児童生徒一人ひとりに対して心身の状況を把握し、きめ細やかな対応ができているかをみる指標として選びました。不登校児童数は平成18年度をピークに減少傾向にはありますが、依然、全国と比較してその割合は高い状況であるため、全国水準（小・中学校の不登校児童生徒の割合：1.10%）まで減少させることを目指します。

施策 Ⅲ－１－３	青少年の健全な育成の推進
-------------	--------------

目 的

- 青少年が、社会の一員として必要な社会規範や自立性、豊かな人間性・社会性を身に付け、心身ともに健やかに成長するよう、学校・家庭・地域・関係団体と連携して環境整備を進めます。

現 状 と 課 題

- インターネットなど様々なメディアからの有害情報の氾濫や深夜営業店の増加など、青少年を取り巻く環境の変化は、新たな犯罪被害や問題行動に結びつくなど、青少年の健全な育成に悪影響を及ぼしています。
- 非行少年数は減少傾向にあるものの、万引きや自転車盗などの初発型非行が大半を占めるとともに刑法犯少年の再非行率が高い割合で推移しているなど憂慮すべき状況にあります。
- 学校・家庭・地域・関係団体と連携して、青少年の規範意識や社会性を高めるための地域活動や環境整備を進めていく必要があります。
- 様々な問題を抱える家庭や不登校・ひきこもりなど社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻化しており、関係機関・団体が一体となった相談・支援が求められています。

取 組 む の 方 向

- 青少年にとって好ましくない営業形態や有害情報等の氾濫を防止するための規制、模範となるべき地域社会の大人自身の意識改革など、関係機関・団体、企業、学校、家庭、地域住民等と連携して、青少年が健全に成長できる環境づくりを進めます。
- 地域住民による非行防止のための活動や青少年の社会参加活動を育成・支援します。
- 関係機関や団体等と連携して、様々な問題を抱える家庭や社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する相談や自立支援を行います。

成果参考指標と目標値（暫定）

成果参考指標	平成23年度	→	平成27年度
① 青少年健全育成活動年間参加者数	40,000 人	→	45,000 人
② 刑法犯少年の再非行率	29.0%		22.0%

- ① 県、青少年育成島根県民会議などが行う活動への参加者数の増加を目指します。ここ数年増加を見込み、目標値を設定しました。
- ② 青少年の再非行率の減少を目指します。平成22年の全国都道府県における最小値（22%）を目標値としました。

施策 Ⅲ－１－４	高等教育の充実
-------------	---------

目 的

- 自主的・自律的な運営による魅力ある学校づくりを進めながら、地域社会に貢献する優れた人材を育成するよう、地域に密着した研究活動や教育活動の充実を図ります。

現 状 と 課 題

- 県立大学は平成 19 年度から公立大学法人島根県立大学が運営しています。島根県が平成 19 年度から平成 24 年度の中期目標として示した、「学ぶ意欲を大切にし、高めていく大学」、「地域に根ざし、地域に貢献する大学」、「北東アジアにおける知的共同体の拠点として世界と地域をつなぐ大学」を目指して大学運営に取り組んでいます。
- 大学、高等専門学校は、県内で高等教育を受ける機会を提供し、優れた人材を輩出するとともに、公開講座の開催や民間との共同研究などを通じて学術研究の成果を広く県民に還元しており、より一層、連携を強めていく必要があります。
- 少子化の影響により大学間競争が激化しており、魅力のある大学づくりが求められています。
- 自主的・自律的な運営による地域に密着した教育・研究活動が行われ、県民にとっても魅力的な知の拠点であるよう期待されています。

取 組 み の 方 向

- 公立大学法人島根県立大学の運営が円滑に行われ、島根県が示す中期目標に掲げる目指すべき大学づくりへの必要な支援を行います。
- 大学や高等専門学校と、行政機関、教育・研究機関、企業等との連携を一層深めます。
- また、県立大学が行う地域をフィールドとした幅広い研究活動の充実に向けた取組み、地域が必要としている人材育成の取組みに対し、必要な支援を行います。
- 島根大学とは医療、教育、産業など様々な分野で連携を進めてきていますが、地域の特色ある財産、資源を最大限活用していくため、より一層、連携を深めていきます。

成 果 参 考 指 標 と 目 標 値 (暫 定)

成果参考指標	平成23年度	→	平成27年度
① 県立大学・短期大学部の入学定員充足率	県立大学 浜田キャンパス：110% 短期大学部 松江キャンパス：109% 出雲キャンパス：100%	→	100%以上
② 県立大学・短期大学部の公開講座年間受講者数	5,000 人 (H23 年度推定値)	→	5,000 人以上

- ① 少子化の影響による大学全入学時代の中で、魅力ある大学づくりが行われていることをみる1つの指標として選びました。
- ② 県民に開かれた大学として地域に貢献していることをみる指標として選びました。

施策 Ⅲ－２－１	生涯を通じた学習と社会貢献活動の推進
-------------	--------------------

目 的

- 県民一人ひとりが自主的・主体的に生涯を通じた学習に取り組むとともに、その学習の成果が社会生活に生かされる生涯学習社会を目指します。
- 多くの県民が、地域課題の解決に向けた様々な社会貢献活動に、積極的に参加しやすい環境づくりを目指します。

現 状 と 課 題

- 県民の潜在的な学習ニーズにも対応した情報提供や相談、地域での学習・実践活動の充実を図り、学習の成果を社会生活に生かす取組みが求められています。
- 県内の NPO 法人数は年々増加しており、ボランティア活動に参加している人の割合は、県政世論調査では低下傾向にあるものの、全国的には高い水準にあります。（社会生活基本調査〔平成18年・総務省〕全国第2位・34%）
- 地域の課題に自発的に取り組む自治活動団体や、多様な公共サービスの担い手としての NPO 法人・ボランティア団体等の活動は、県民が生き生きと心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現に大きな役割を果たすものと期待されています。

取 組 みの 方 向

- 県民が、いつでもどこでも、誰とでも学べ、その成果を生かすことができるように、社会教育施設における学習支援機能を充実するとともに、社会教育実践者の養成、学習情報の提供、図書館サービスの充実、青少年の自然体験に取り組みます。
- 地域に根ざした自治活動（自治会、地区社会福祉協議会・体育協会、自主防犯防災組織など）を振興するとともに、その中核となる公民館の機能強化を支援します。
- NPO やボランティアに関する情報の収集・提供の一層の充実や、先駆的な団体の顕彰などにより、活動の促進・支援を行います。
- NPO やボランティアの組織を支え、活動が継続的、円滑に実施できるよう、組織の核となるリーダーや運営者等に対して、組織・人材育成支援を行うとともに、NPO 相互の連携・ネットワークづくりや財政基盤の強化に向けた支援を行います。

成果参考指標と目標値（暫定）

成果参考指標	平成23年度	→	平成27年度
①社会教育実践者の養成（延べ研修参加者）人数	1,300人	→	1,300人
②NPO 法人の認証数	245法人(見込み)		285法人
③ボランティア活動に参加している人の割合	24.1%		30%

- ① 社会教育研修センター（東部・西部）が実施する社会教育実践者向け研修に参加する社会教育関係者の延べ人数です。研修内容の充実を図り、平成23年度の研修参加規模の維持を目指します。
- ② 社会貢献活動の担い手の増加をみる指標です。最近の新規認証と解散件数の動向を踏まえ、年間平均10法人の増加を目指します。
- ③ 「県政世論調査」において「ボランティア活動に参加している」と回答した人の割合です。低下傾向にあった第1次実施計画の実績を踏まえ、まずは同計画の初年度である20年度目標値30%を目指します。

施策 Ⅲ-2-2	スポーツの振興
-------------	---------

目 的

- 県民一人ひとりの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて多様なスポーツ活動が実践できる環境づくりを目指します。
- 国際大会や国民体育大会などの全国大会において、優秀な成績を収められる選手の育成を目指します。

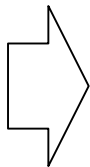
現 状 と 課 題

- 健康で心豊かに暮らしていくため、それぞれの体力や年齢、目的等に応じたスポーツ活動に対する関心が高くなっています。
- 子どもたちに運動頻度の減少が見受けられるとともに、県民の3分の1が1年間全く運動・スポーツを行っていない状況にあり、今後、実施率を高めていく必要があります。
- 国際大会・全国大会等での本県選手の活躍や本県出身者のスポーツ界での活躍は、県民に明るい話題を提供し、夢や感動を与えています。
- 本県選手の競技力を向上させ、国民体育大会をはじめとする全国規模での大会やスポーツ界で活躍する選手が増えることが期待されています。

取 組 み の 方 向

- 多くの県民がスポーツ活動を実践できるよう、「しまね広域スポーツセンター」を中心として、総合型地域スポーツクラブの育成やスポーツ情報の提供などに努めます。
- 国体等の全国大会で優秀な成績を収める選手を育成するため、学校体育団体や競技団体が実施する強化練習会や指導者研修会などを支援します。

成果参考指標と目標値（暫定）

成果参考指標	平成23年度		平成27年度
①スポーツに取り組んでいる人の割合	33.4%		40%
②国民体育大会入賞種目数	12種目		16種目
③ 中学校全国大会・全国高等学校総合大会等の入賞種目数	41種目	45種目	

- ① 「県政世論調査」において「運動やスポーツに取り組んでいる」と回答した人の割合です。ここ数年30%台で推移していること、国のスポーツ振興基本計画で「できる限り早期に成人の週1回以上のスポーツ実施率を50%とする」としていることを考慮して目標値を設定しました。
- ② 国民体育大会（成年の部）で本県選手が入賞した種目数です。毎年この水準が維持できることを目指します。
- ③ 全国中学校大会、全国高校総体、全国高校選抜、国民体育大会（少年の部）による入賞種目数です。過去5年間の平均値（特殊要因を除く）から、各大会で1種目ずつ増加することを目指します。

施策 Ⅲ－２－３	芸術文化の振興
-------------	---------

目 的

- 県民が芸術文化を楽しんだり、自ら活動に参加したりする機会を増やすことにより、暮らしの中で潤いや心の豊かさが実感できる環境づくりを目指します。


現 状 と 課 題

- 芸術文化は、人々に感動や喜び、安らぎをもたらすとともに、創造力や表現力、豊かな感性を養うものであり、県民一人ひとりが日常の暮らしの中で潤いや心の豊かさを実感するには、優れた芸術文化に親しむことのできる環境づくりが重要です。
- 県立美術館、芸術文化センター、県民会館などの文化施設では、美術、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能など、国内外の優れた芸術文化に触れる機会の提供をはじめ、教育・普及活動や文化団体の育成・支援、地域の人々の交流の場の提供などを行っています。
- 文化団体の活動や県民文化祭を通じて、毎年多くの県民が、文学、美術、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能など、様々な分野の文化活動に取り組んでいます。
- 多彩な文化活動を促進するためには、県民の文化活動の種を掘り起こし、文化の担い手の育成に努め、文化活動の裾野の拡大を図るとともに、地域固有の文化資源を活用して、新しい文化の創造・育成につなげていくことが求められています。

取 組 み の 方 向

- 多彩な文化活動を促進するため、県民文化祭の開催や、「しまね文化フェンド」の活用などにより、県民の自主的な文化活動の支援に取り組めます。
- 県立美術館、芸術文化センター、県民会館などの文化施設を活用して、芸術文化の鑑賞・発表機会の充実に取り組めます。
- 地域や文化団体等と連携して、文化を担う人材の育成や個性あふれる地域文化の創造に取り組めます。
- 学校・地域・文化団体等と連携して、多様な芸術文化に触れる機会の確保や文化部活動の活性化などを通じて、青少年の文化活動の推進に取り組めます。

成果参考指標と目標値（暫定）

成果参考指標	平成23年度		平成27年度
県民文化祭の参加者数	50,000 人(見込み)		

- 県民の自主的な文化活動の発表の場である「県民文化祭」の参加者数（出演者・スタッフ・来場者）です。第1次実施計画の実績を踏まえ、年間50,000人の維持を目指します。

「県民文化祭」は、総合美術展（県展）、文芸作品の公募や県内の文化芸術団体、市町村の文化協会が1年を通じて県内各地で展開する文化芸術の祭典です。

施策 Ⅲ－３－１	人権施策の推進
-------------	---------

目 的

- 県民一人ひとりが人権の意義や重要性を認識し、人権が尊重され、差別や偏見のない住みよい社会の実現を目指します。

現 状 と 課 題

- 人権尊重の意識や理解は、これまでの人権教育や人権啓発を通して高まってきました。しかし、同和問題をはじめ、様々な人権問題において依然として差別意識は根深く存在しており、人権を侵害する行為があとを絶たない状況にあります。
- インターネットを悪用した人権侵害など社会情勢の変化に伴う新たな問題も生じています。
- 家庭・地域・企業その他一般社会における啓発指導者養成などが十分でなく、人権教育や人権啓発がなかなか進まない状況にあります。

取 組 み の 方 向

- 女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題等の重要な人権問題の解決に向けて、引き続き人権教育や人権啓発などに取り組みます。
- インターネットによる人権侵害など、新たな人権問題に適切に対応できるように人権教育や人権啓発などを充実します。
- 各地域における啓発指導者の養成や民間での自主的な啓発活動の支援を行い、隣保館や公民館などを活用しながら家庭・地域・企業その他一般社会における人権教育や人権啓発の取組みを進めます。
- 市町村をはじめ関係機関、団体、企業等と連携して人権施策を積極的に推進し、一人ひとりの人権が真に尊重される社会の実現を目指します。

成果参考指標と目標値（暫定）

成果参考指標	平成23年度	→	平成27年度
①「人権啓発フェスティバル」・「人権・同和問題を考える県民のつどい」の参加者のうち、人権課題への関心や意識を高める上で役立ったと思う人の割合	97%	→	97%
②人権啓発推進センターの年間利用者数	4,500人 (見込み)		4,700人

- ① 「人権啓発フェスティバル」・「人権・同和問題を考える県民のつどい」の参加者のアンケートにおいて、「役だった」と回答した人の割合で、現状維持を目標にします。
- ② 人権教育・啓発を推進するため、人権啓発推進センターの利用者数について、過去の実績と施設の容量からの年間50人程度の増加を目指します。

施策 Ⅲ－3－2	男女共同参画の推進
-------------	-----------

目 的

- 男女共同参画意識の普及啓発等を行うことにより、男女共同参画についての理解を深め、県民一人ひとりが、性別に関わりなく、個性と能力を発揮でき、共に支えあう地域社会の実現を目指します。


現 状 と 課 題

- 男女共同参画を推進するため、様々な取組みを進めてきた結果、男女共同参画に対する理解は少しずつ浸透してきましたが、固定的な性別役割分担意識がなくなったわけではなく、男女共同参画社会の実現には至ってはいません。
- 平成23年5月には「第2次島根県男女共同参画計画」を策定し、今後5年間における、本県の男女共同参画推進のための施策の方向性を決めました。
- 男女共同参画社会を実現するためには、県民一人ひとりの理解をさらに深めていくことが不可欠であり、地域の実情にあった啓発活動、男性や若者に向けた理解促進などを図っていく必要があります。
- また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進、政策・方針決定過程への男女の参画の推進など、社会のあらゆる場面において男女がともに参画できる環境づくりに取り組むことが求められています。
- 県の女性相談窓口での相談状況は、近年延べ3,500件を超える件数で推移し、中でもDV（配偶者等からの暴力）を主訴とする相談が最も高い割合を占めており、DV被害者からの相談や一時保護などに適切に対応する必要があります。

取 組 み の 方 向

- 県民一人ひとりの男女共同参画に対する理解をさらに深めるため、県民、企業・団体、市町村と連携・協力しながら、継続した広報・啓発事業を行います。
- 家庭、職場、地域における男女共同参画を推進するため、男性や若者に対する理解促進、県民や企業等に対するワーク・ライフ・バランスの普及啓発や仕事と家庭の両立支援などに取り組めます。
- 行政、企業等における政策・方針決定過程への男女の参画を推進するため、県の審議会等への女性の参画の促進や、企業等への働きかけを行います。
- DVの発生を未然に防止するため、県民がDVに対する正しい理解と認識を深めていけるよう啓発活動に取り組めます。
- 県や市町村における相談体制の強化を図るとともに、法律、医療、福祉、民間支援団体等の関係機関との連携によりDV被害者の自立に向けての支援を行います。

成 果 参 考 指 標 と 目 標 値（暫定）

成果参考指標	平成23年度		平成27年度
固定的性別役割分担意識にとらわれない人の割合	66.9%		75.0%

- 「県政世論調査」において、「男は外で働き、女は家庭を守るという考え方に同感しない」「どちらかといえば同感しない」と回答した人の割合です。「男女共同参画計画」による平成27年度末の目標値です。

施策 Ⅲ－3－3	国際化と多文化共生の推進
-------------	--------------

目 的

- 国籍などの異なる人々が互いの文化や価値観の違いを理解しあい、共に地域社会の一員として安心して暮らすことのできる、多文化が共生する地域づくりを目指します。
- 国際社会での相互理解を深め、国際的な感覚を養い、コミュニケーション能力を高めるなど、国際社会の中で活動できる人材の育成を目指します。

現 状 と 課 題

- 県内に住む外国人は、平成 22 年 12 月末現在で 59 カ国、約 5,700 人となっており、県人口の約 0.8%を占めています。
- 日本人と異なる文化を持つ外国人住民が、地域住民と共に暮らしていくためには、住民一人ひとりが、言語や文化、生活習慣、価値観など、相互理解を深めていくことが必要となっています。
- 外国人を一時的な滞在者としてではなく、地域における生活者としてとらえ、外国人住民の生活全般にかかる支援や災害時要援護者としての配慮の必要性が求められています。
- 県内企業においても輸出入の拡大や海外企業との連携が深まりつつあるなど、様々な分野で国際社会の中で活躍できる人材が求められています。
- 近年のグローバル化の進展に伴い、本県のもつ技術・ノウハウや人材を通して、国際社会の発展に貢献することが求められています。

取 組 み の 方 向

- 外国人住民に対して、生活に必要な情報の提供や、外国人住民と地域住民との相互理解の増進を図るとともに、在住外国人の生活支援や災害時における支援を行い多文化が共生する地域づくりを進めます。
- 海外の青年との交流事業等により、島根の将来を担う若者の国際感覚を養い、ネットワークの形成を行い、世界に対する理解と親善を深める人材を育成します。
- 北東アジア地域等の自治体からの技術者の受け入れや技術習得等の支援により、当該国・地域の発展に協力・貢献します。
- 多文化共生社会の実現のためには、地域において多文化に関する意識啓発活動を行うと共に、地域での活動の中心となるボランティアを育成します。

成果参考指標と目標値（暫定）

成果参考指標	平成23年度	➡	平成27年度
国際交流ボランティア登録者数	500人(見込み)		

- しまね国際センターに国際交流・協力ボランティアとして登録している人数です。過去数年の実績から、ボランティア数を維持した上で、年間 5 人程度の増加を目指します。

施策 Ⅲ－４－１	多様な自然の保全
-------------	----------

目 的

- 県民が将来にわたって豊かな自然の恵みを楽しむことができるよう、生物多様性が確保された多様な自然の保全に取り組みます。

現 状 と 課 題

- 県内に生息生育する野生動植物の中には、開発行為や森林・農地等の荒廃による生息生育環境の悪化、人為的に持ち込まれた外来種などの影響により、絶滅の危機に瀕しているものもあります。
- 森林・農地の荒廃は、大雨等による自然災害発生の危険性を高めるとともに、下流の河川、湖沼等の水質汚濁につながるものが危惧されています。
- 森林、河川、湖沼、海域などの自然環境の保全、農地等の環境保全機能の維持、回復に努める必要があります。
- 多くの水鳥が飛来し、しじみなどの水産資源の宝庫である宍道湖・中海は、ラムサール条約登録を契機として、「賢明な利用」をキーワードとした自然との共生に向けた取り組みが広がりつつあります。
- 県民共有の財産である優れた自然環境を維持・保全していくために、県民や事業者、NPO等の団体、行政が一体となった取組みを広げていくことが必要となっています。

取 組 みの 方 向

- 自然環境保全への普及啓発、県民との協働の推進、自然公園や自然環境保全地域などの適正管理により、優れた自然環境の保全に努めます。
- 野生動植物の生息生育情報の収集を行い、絶滅のおそれのある野生動植物については、島根県希少野生動植物の保護に関する条例に基づき県民や事業者、NPO等の団体、行政が協働して、具体的な保護対策に取り組みます。
- 「水と緑の森づくり税」の活用などにより、県民や事業者、NPO等の団体、行政が一体となった、緑豊かな森の再生、水質浄化機能の維持等の取組みを推進します。
- 水源のかん養、洪水の防止、美しい景観など、森林・農地等が有する多面的機能を維持するため、地域ぐるみの取組みや県民等との協働を促進します。

成 果 参 考 指 標 と 目 標 値 (暫 定)

成果参考指標	平成23年度	➡	平成27年度
① 希少種条例に基づく「保護巡視員」の認定者数(累計)	5人 (見込み)		25人
② 県民協働の森づくり活動年間参加者数	69,000人	72,000人	

- ① 平成21年度に策定した「島根県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づく保護巡視員の認定者数を新たな成果指標として設定します。環境基本計画の平成32年度の目標値(50人)を達成するため、年間5人の認定を目指します。
- ② 県民参加の森づくり活動として、ボランティアで森林整備・保全・管理・資源活用活動を行なった人数です。県人口の約1割の参加者数を目指します。

施策 Ⅲ－４－２	自然とのふれあいの推進
-------------	-------------

目 的

- 自然公園・森林公園や自然学習施設を自然の観察や環境学習の場として活用し、県民の身近な自然とのふれあいを推進します。

現 状 と 課 題

- 人は、自然から水、空気、食べ物のほか、心の安らぎや生きる力を得たり、多様な生き物が共に生きることの大切さを学んだり、様々な恵みを楽しんでいます。
- 登山やハイキング、自然体験や自然保護ボランティアなど、自然とのふれあいのニーズは高まりつつあります。
- これまでに整備された自然公園や森林公園、三瓶自然館や宍道湖自然館、しまね海洋館などの施設は、自然とのふれあいや生き物との接し方を体験したり持続可能な利用について学ぶことのできる自然学習の場として積極的に活用することが求められています。

取 組 み の 方 向

- 自然公園、自然環境保全地域、中国自然歩道等は、市町村や地域の管理団体と協力しながら適正に維持管理を行い、自然観察会や環境学習、エコツアーなどの場として積極的に活用していきます。
- 隠岐ジオパークについては、地元協議会や町村等と連携を図りながら、世界ジオパーク認定に向けた取り組みを推進するとともに、保全と活用に努めます。
- 三瓶自然館、宍道湖自然館、しまね海洋館などの施設は、生き物とのふれあい、自然や環境について学ぶための拠点施設として、積極的に活用していきます。
- 河川や海岸などの公共工事の実施にあたっては、野生生物の生息生育環境やふれあいの場づくりに配慮します。

成果参考指標と目標値（暫定）

成果参考指標	平成23年度	➡	平成27年度
① 自然公園等の年間利用者数	840万人 (H21年度実績)		
② 自然学習施設の年間入場者数	660千人 (見込み)		660千人

- ① 国立・国定公園、県立自然公園及び中国自然歩道の利用者数です。観光統計結果等を基に公園又は歩道ごとに算出します。現状維持を目指します。
- ② 三瓶自然館、宍道湖自然館、しまね海洋館の3施設の年間入場者数です。現状維持を目指します。

施策 Ⅲ－４－３	景観の保全と創造
-------------	----------

目 的

- 自然景観や田園景観、都市景観など地域の優れた景観を守り育て、魅力ある景観づくりを目指します。

現 状 と 課 題

- 地域風土に根ざした景観は、そこに住む人のみならず、訪れる人たちにとってもかけがえのない財産や資源であり、私たちの生活に潤いとやすらぎを与えてくれます。
- 美しい街並みづくり、築地松景観の保全、自然環境や歴史を活かした景観保全、環境美化活動など様々な景観づくりの活動が、住民団体や NPO、企業等により進められています。
- 地域の特徴を活かした個性的でよりきめ細やかな景観の形成を推進するためには、市町村が主体となり活動することが好ましく、既に一部の市町ではその取り組みが始まっています。
- 今後、より多くの市町村が主体的に取り組むことが求められています。
- 県土全体の景観づくりについては、市町村間の広域的な調整や連携が必要です。

取 組 み の 方 向

- 築地松景観や石州赤瓦の家並みなど地域の優れた景観の保全、住民団体による様々な景観づくりの活動を支援するとともに、景観を損なう行為に対する指導や助言などを行います。
- 市町村に対しては、良好な景観形成のための計画づくりの支援や景観行政団体への移行を促します。

成 果 参 考 指 標 と 目 標 値 (暫 定)

成果参考指標	平成23年度		平成27年度
①景観計画策定市町村数	4市町村		8市町村
②景観重点地区数	22地区		30地区

- ① 景観行政団体のうち市町村の景観計画策定について、年間1市町村程度の増加を目指します。
- ② 景観行政団体のうち市町村が、景観計画の中で景観形成上特に重要な地区として定める「景観重点地区」の増加を目指します。
 ※景観行政団体とは、景観法に基づいて良好な景観形成のための施策を実施していく自治体です。
 ※景観計画とは、景観行政団体が景観に関するまちづくりを進める上で基本となる計画です。

施策 Ⅲ－４－４	文化財の保存・継承と活用
-------------	--------------

目 的

- 県民が、全国に誇る島根固有の歴史・文化に理解を深め、次の世代へ保存・継承するとともに、魅力ある地域づくりのために、積極的な活用を目指します。

現 状 と 課 題

- 島根には、荒神谷遺跡や加茂岩倉遺跡の青銅器群、全国で唯一完本として伝わる「出雲国風土記」、出雲大社など全国に誇りうる古代文化を中心とする歴史・文化が豊富に伝承され、国宝7件をはじめ567件の国指定・県指定の文化財が存在します。
- 平成19年開館の「古代出雲歴史博物館」や同年世界遺産登録された「石見銀山遺跡」の情報発信、国宝出雲大社本殿の大規模修理など、島根の歴史・文化に対する関心が高まりつつあります。
- 重要文化財である建造物の老朽化、火災や盗難による滅失、生活環境の変化や過疎化の進展などによる民俗芸能の衰退など、歴史・文化を継承していく上での課題が多くあります。
- 調査研究等により石見銀山遺跡の価値を更に解明するとともに、その価値を広く情報発信していく必要があります。
- 島根の誇るべき固有の歴史・文化を活用し、島根の存在意義を全国にアピールするとともに、郷土への誇りと愛着の醸成、歴史と文化を生かした地域づくりを進めていく必要があります。

取 組 み の 方 向

- 島根固有の歴史・文化の調査研究と情報発信を行います。
- 様々な文化財が良好な状態で次世代に継承されるよう、修繕、継承活動などに助成を行います。
- 古代出雲歴史博物館など様々な施設を活用し、小中学生をはじめ県民の歴史・文化や文化財に対する理解を深める事業を行います。

成果参考指標と目標値（暫定）

成果参考指標	平成23年度	→	平成27年度
島根県において、文化財の保存・継承と活用がなされ、地域の歴史・文化が豊かと思う人の割合	72%	→	75%

- 「県政世論調査」において「文化財が保存・継承・活用されていると思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合です。石見銀山遺跡、出雲歴史博物館などの情報発信により平成19年度から数値が伸びている。今後は「神々の国しまね」プロジェクトの成果も考慮して70%台を維持し、少しでも指標が上向くよう取り組みます。

施策 Ⅲ－４－５	環境保全の推進
-------------	---------

目 的

- 県民、事業者、NPO等の団体、行政が一体となって、地域における環境保全や地球温暖化対策に取り組むとともに、環境への負荷の少ない社会の実現を目指します。

現 状 と 課 題

- 大気・水質環境は、おおむね良好な状態を保っていますが、大気中の光化学オキシダント濃度が季節的に高濃度になる現象が見られたり、都市部の河川などで水質環境基準を満たしていないところもあります。
- 島根県では、2020年の温室効果ガスの排出量を1990年に比べ23%削減することを目標としていますが、2009年時点では3.9%増加している状況です。
- 日常生活や事業活動において、身近な環境の保全に取り組むとともに、省エネルギーの推進、新エネルギー導入などによる温室効果ガス排出抑制に取り組むことが求められています。
- 一般家庭や事業所等からの廃棄物の排出量については、近年、減少傾向が見られますが、循環型社会を構築するためには、引き続き、廃棄物の発生抑制、資源の循環利用、廃棄物の適正処理を進めることが必要です。
- 自然循環機能の維持保全を図るため、環境にやさしい農林水産業を推進する必要があります。

取 組 み の 方 向

- 大気環境や公共用水域の水質の定期的な監視等を行うとともに、より迅速な情報の提供に努めます。
- 島根県地球温暖化対策協議会のもとに、県民、事業者、行政が各分野で進めている対策の連携を強め、より多くの県民、事業者が具体的な温室効果ガス削減の行動に移されるよう取り組みます。
- 環境への負荷の少ない循環型社会を実現するため、県民、事業者、NPO等の団体、行政のそれぞれが適切な役割を担い、廃棄物等の3R（発生抑制、再使用、再生利用）及び適正処理の取り組みを進めます。
- 資源の循環利用や減農薬・減化学肥料の取り組みに合わせ、地球温暖化防止や生物多様性保全に向け、より環境保全効果の高い農林水産業の取り組みを推進します。

成果参考指標と目標値（暫定）

成果参考指標	平成23年度	平成27年度
① 県内総生産（100万円）あたりのエネルギー使用量	21.34 GJ (H21年度)	20.19 GJ (H25年度)
② 公共用水域におけるBOD（COD）環境基準達成率	79.4% (H22年度)	85%
③ 一般廃棄物の年間排出量	238千t (H21年度)	229千t
④ エコファーマー認定数	1,840人 (見込み)	2,400人

- ① 温室効果ガスの9割以上は、県民や事業者がエネルギーを使用することにより排出されます。エネルギー使用量は経済動向の影響を受けるため、削減の取組成果をあらわすものとして、「県内総生産あたりの使用量」で設定しました。現状から約5%の削減を目指します。

成果指標＝県内エネルギー使用量（GJ ギガジュール）÷県内総生産（百万円）

※1J（ジュール）≒0.24cal（カロリー）

1GJ（ギガジュール）＝10⁹J（ジュール）

- ② 公共用水域におけるBOD(COD)に係る環境基準達成率は、環境基準が達成されている水域数の割合です。34水域中27水域が達成されており、今後2水域の達成を目指します。

※BOD（COD）：生物化学的酸素要求量。好気性細菌が、水中の有機物を酸化分解するのに必要な酸素量で、水質汚濁の指標の1つ。化学的酸素要求量（COD）が海域や湖沼で用いられるのに対し、BODは河川の汚濁指標として用いられます。

- ③ 県民の取組みと直接関係する家庭や事業所から排出される一般廃棄物の排出量です。「第2期しまね循環型社会推進計画」の平成27年度の目標値です。
- ④ エコファーマーとは、堆肥等による土づくりと減農薬・減化学肥料を一体的に行なう知事の認定を受けた農業者です。販売農家の約1割を目指します。

施策 Ⅲ－４－６	再生可能エネルギーの利活用の推進
-------------	------------------

目 的

- 県民、事業者、NPO等の団体、行政は、再生可能エネルギーに対する関心を深め、連携・協働して、その利活用に取り組みます。

現 状 と 課 題

- 地球温暖化問題やエネルギーの安定供給問題を背景として、太陽光等、CO2の排出抑制につながる自然由来の再生可能エネルギーを利活用する動きが活発となっています。
- 再生可能エネルギーは、資源が枯渇せずに利用できるため、石油等の代替エネルギーとして期待される反面、コストが高いことや自然条件に左右されて出力が不安定になるなどの課題があります。今後、利活用の推進に当たっては、国全体のエネルギー政策の動向を注視していく必要があります。
- 再生可能エネルギーは、エネルギー源の多様化や分散化によるエネルギー供給の安定化に資するとともに、地域経済の活性化への貢献も期待されています。
- 再生可能エネルギーは、県内に豊富に存在する森林資源等の地域資源を有効に利活用するものであり、それぞれの地域の特性に応じて導入を図っていく必要があります。

取 組 み の 方 向

- 県民、事業者、NPO等に対し、太陽光発電、バイオマス利用等の再生可能エネルギーについての情報提供や利活用の相談を行います。
- 再生可能エネルギーの利活用の促進に向けて、調査・研究や普及支援を行います。
- 子どもたちをはじめ多くの県民の再生可能エネルギーに対する理解を深める取組みを推進します。

成果参考指標と目標値（暫定）

成果参考指標	平成23年度	➡	平成27年度
①太陽光による発電量	25,440 千 kWh (H22 実績値)		28,756 千 kWh
②バイオマスによる発電量	17,108 千 kWh (H22 実績値)		34,616 千 kWh

- ① 太陽光発電の中国電力契約容量から設備利用率を考慮して算出した推計発電量です。
 - ② バイオマス発電の推計出力から設備利用率を考慮して算出した推計発電量です。
- ※ 島根県地域新エネルギー導入促進計画（平成11年策定、平成20年改定）の目標値を基に、上記の目標値を設定しました。これは、一世帯当たりの電力消費量を一月約300kWhとすると、太陽光による発電量を約7,100世帯分相当から約8,000世帯分相当に、バイオマスによる発電量を約4,800世帯分相当から約9,600世帯分相当に増加させることを意味します。

